

部内限

事業主賠償との支給調整事務取扱手引

平成 4 年 3 月

労働省労働基準局



写

基 発 第 182 号

平成 4 年 3 月 31 日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

「事業主賠償との支給調整事務取扱手引」の一部改正について

事業主責任災害における民事損害賠償と労災保険給付との調整については、昭和56年10月30日付け基発第697号によって取り扱ってきたところであるが、その後、法令及び機械処理事務等が改正されていることに伴い、今般、標記手引を別添のとおり改正することとしたので、これが事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、昭和56年10月30日付け基発第697号通達は廃止する。

また、本手引の主な改正点は下記のとおりである。

記

- 1 各種給付機械処理事務の変更に伴う事務処理に改めたこと。
- 2 「廃疾等級」を「傷病等級」に改めたこと。
(昭和57年9月30日付け基発第643号)
- 3 厚生年金等の他の社会保険が併給される場合の保険給付の支給調整率の変更
- 4 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律により法第67条を法第64条へ条文移動したこと。
(平成2年法律第40号、平成2年8月1日施行)
- 5 参考として関係通達及び関係法令を掲載したこと。

凡 例

○法令の表示や用語の引用については、次による。

労災法＝労働者災害補償保険法

労災令＝労働者災害補償保険法施行令

労災則＝労働者災害補償保険法施行規則

目 次

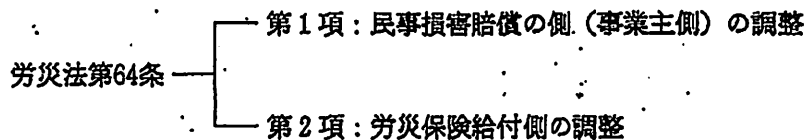
第1章 事業主責任災害の概要	1
第1節 事業主責任災害の意義	1
第2節 事業主責任災害の成立要件	3
第3節 第三者行為災害との差異	6
第4節 事業主責任災害における民事損害賠償と労災保険給付との調整の概要	6
第2章 事業主責任災害についての労災保険給付の支給調整	8
第1節 事業主責任災害についての損害賠償受領額のは握	8
1 事業主責任災害賠償受領届の受付	8
(1) 事業主責任災害賠償受領届	8
(2) 受付番号の振出し	8
(3) 書面審査	9
(4) 事業主責任災害の支給調整事務処理記録簿の作成	9
2 事業主責任災害賠償受領調査	16
第2節 労災保険給付の支給調整事務の概要	16
第3節 労災保険給付の支給調整事由となる民事損害賠償	20
1 労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目	20
2 労災保険給付の支給調整に当たって比較の対象とする民事損害賠償の賠償額	21
第4節 支給調整を行う労災保険給付	22
1 支給調整を行う労災保険給付の種類	22
2 支給調整が行われる労災保険給付の受給権者の範囲	23
第5節 支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目に応じた労災保険給付の支給調整の方法	23
1 逸失利益	23
(1) 基本原則	24
(2) 個別の労災保険給付ごとの支給調整の具体的方法	29
イ 障害（補償）年金	29
ロ 遺族（補償）年金	37
ハ 傷病（補償）年金	41
ニ 障害（補償）一時金	44
ホ 遺族（補償）一時金	47
ヘ 前払一時金及び失権差額一時金	50

ト 休業（補償）給付	50
2 療養費	53
3 葬祭費用	54
第6節 民事損害賠償の内訳等が不明なものの取扱い	54
1 総説	54
2 労災保険給付相当分を含むことが明らかでない場合の取扱い	54
3 労災保険給付相当分を含む民事損害賠償であるが、その内訳等が不明なものの 取扱い	55
第3章 具体的処理における留意点	58
第1節 損害賠償等の形態別による留意点	58
1 判決による損害賠償	58
2 企業内労災補償の取扱い	58
3 示談金及び和解金の取扱い	58
4 見舞金の取扱い	59
第2節 事業主責任災害と第三者行為災害とが競合する場合	60
1 事業主責任災害と第三者行為災害とが競合するケース	60
2 事業主責任災害と第三者行為災害とが競合する場合の調整の方法	60
3 具体的事務処理	64
第3節 自動車損害賠償責任保険の保険金等の支給と競合のケース	67
第4節 分割賠償が行われた場合の取扱い	67
参考	
1. 関係通達	70
(1) 民事損害賠償が行われた際の労災保険給付の支給調整に関する基準について (昭56. 6. 12 労働省発基第60号)	70
(2) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第2次）等について (昭56. 10. 30 基発第696号)	78
(3) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行について (平2. 6. 22 労働省発基第43号)	92
2. 関係法令	93
(1) 民法（抄）	93
(2) 民事訴訟法（抄）	98
(3) 民事調停法（抄）	100
(4) 自動車損害賠償保障法（抄）	100

第1章 事業主責任災害の概要

第1節 事業主責任災害の意義

1. 労災保険は、業務災害又は通勤災害に対して保険給付等を行うことを目的としているが、労災保険給付の原因である事故が、事業主の有責な行為によつて又は事業主の直接的な行為はなくても事業主の責任の下に生じ、その結果、被災労働者又はその遺族に対する事業主の民法等に基づく損害賠償責任が発生する場合がある。このように労災保険給付の原因である事故が事業主の行為等その責任下において発生した場合を「第三者行為災害」に対比して、この事務取扱手引において特に「事業主責任災害」と称することとする。
2. 事業主責任災害は、事故の発生について「事業主」の行為等による責任が介在するため被災労働者及びその遺族は、労災保険に対して保険給付請求権を取得すると同時に、事業主に対しても民法等に基づく損害賠償（以下「民事損害賠償」という。）を請求する権利を取得することとなるが、同一の事由について重複して損害がてん補されることとなれば、実際の損害額よりも多くの支払を受けることとなり、また労災保険については、その保険料は全額使用者負担であるので民事損害賠償と労災保険給付との重複は、事業主の負担の重複をもたらし、保険料負担者である事業主の保険利益を損なうなど不合理な結果を招くこととなる。
このため、このような事業主責任災害に関し、労災法ではその第64条において、同一事由について労災保険給付相当分を含む民事損害賠償と労災保険給付との調整について定め、労災保険給付相当分を含む民事損害賠償の側（事業主側）における調整としての前払一時金最高限度額を限度とする履行猶予・免責及び労災保険給付の側による労災保険給付の支給調整の二つの調整を規定している。



(参 考)

労災法第64条

労働者又はその遺族が障害補償年金若しくは遺族補償年金又は障害年金若しくは遺族年金（以下この条において「年金給付」という。）を受けるべき場合（当該年金給付を受ける権利を有することとなった時に、当該年金給付に係る障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金（以下この条において「前払一時金給付」という。）を請求することができる場合に限る。）であつて、同一の事由について、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から民法その他の法律による損害賠償（以下単に「損害賠償」といい、当該年金給付によつててん補される損害をてん補する部分

に限る。)を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金給付を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該前払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額(次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額)の限度で、その損害賠償の履行をしないことができる。

二 前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたときは、事業主は、その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

② 労働者又はその遺族が、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から損害賠償を受けることができる場合であって、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、損害賠償(当該保険給付によっててん補される損害をてん補する部分に限る。)を受けたときは、政府は、労働者災害補償保険審議会の議を経て労働大臣が定める基準により、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。ただし、前項に規定する年金給付を受けるべき場合において、次に掲げる保険給付については、この限りでない。

一 年金給付(労働者又はその遺族に対して、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該年金給付に係る前払一時金給付の最高限度額(当該前払一時金給付の支給を受けたことがある者にあつては、当該支給を受けた額を控除した額とする。)に相当する額に達するまでの間についての年金給付に限る。)

二 障害補償年金差額一時金及び第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金並びに障害年金差額一時金及び第22条の4第3項において読み替えて準用する第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族一時金

三 前払一時金給付

労災則附則

(法第64条第2項第1号の年金給付)

44 法第64条第2項第1号の年金給付は、次の各号に掲げる額の合算額が同号に規定する前払一時金給付の最高限度額に相当する額に達するまでの間についての年金給付とする。

一 年金給付を支給すべき事由が生じた月後最初の年金給付の支払期月から1年を経過した月前に支給されるべき年金給付の額

二 年金給付を支給すべき事由が生じた月後最初の年金給付の支払期月から1年を経過した月以後各月に支給されるべき年金給付の額を、百分の五にその経過した年数(当該年数に1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を乗じて得た数に1を加えた数

で除して得た額の合算額

(事業主から受けた損害賠償についての届出等)

45 労働者又はその遺族が、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から損害賠償を受けることができる場合であって、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、損害賠償（当該保険給付によっててん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けたときは、次の掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 労働者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 損害賠償を受けた者の氏名、住所及び労働者との関係
 - 三 事業の名称及び事業場の所在地
 - 四 損害賠償の受領額及びその受領状況
 - 五 前各号に掲げるもののほか、法第64条第2項の規定により行われる保険給付の支給停止又は減額の基礎となる事項
- 46 前項第3号から第5号までに掲げる事項については、事業主の証明を受けなければならない。
- 47 第23条の規定は、附則第45項の規定による届出及び前項の規定による事業主の証明について準用する。

第2節 事業主責任災害の成立要件

1. 労災保険給付の原因である事故が事業主の行為等その責任の下に生じたものであること。
 - (1) 労災保険給付の原因である事故とは、業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡の原因となった事故をいう。
 - (2) 事業主とは、事業を行うために他人を使用する者をいうものであるが、労災法第64条の規定において同条の調整が行われる民事損害賠償の責任を有するのは「当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主」となっており、労働者又はその遺族が民事損害賠償を請求することができる時点において事業主と当該労働者との雇用関係がなお継続している場合と、そのような関係が切れている場合との双方を含むものである。
2. 事業主が当該保険給付受給者に対し、民事損害賠償の義務を負うものであること。

民事損害賠償の請求権は、主として民法の規定を法律上の根拠とするが、交通事故の場合などには自動車損害賠償保障法の運行供用者責任等を根拠とするものである。

これらの法律的根拠のうち、事業主責任災害に関して特に重要なものは、民法上の不法行為責任と債務不履行責任の二つであるが、その概要は次のとおりである。

(1) 不法行為責任

イ 一般の不法行為責任

一般の不法行為の場合（民法第709条、第712条、第713条）には、次の事項に該当した場合に不法行為が成立する。

(イ) 故意又は過失による行為に基づくこと。

故意とは、一定の結果（自己の行為によって他人の権利を侵害する等）の発生することを知りながら、それを容認して行うことをいい、過失とは、その結果の発生することを知り得べきであるのに不注意のため、それを知らないで行うことをいうが、民法では刑法と異なり故意でも過失でも、その不法行為の成立の結果に差異がないので、あえて故意と過失を区別する必要はない。

また、不法行為における過失は、その具体的事例における普通人のそれである。例えば、自動車事故では運転手として通常必要な注意が基準となり、それを欠けば運転手として過失があったことになる。

(ロ) 権利ないし利益を違法に侵害したこと。

加害者の行為が権利の行使としての性質を持つ場合には、原則として不法行為は成立せず、逆に法の禁止する行為の場合は、被害者の利益の重要度にかかわらず不法行為が成立する。また、被害者の侵害された利益が生命・身体とか、所有権等のように法律上も十分に保護の必要なものであれば加害行為の性質にかかわらず不法行為が成立する。

違法性については、正当防衛、緊急避難のように「他人ノ不法行為ニ対シ自己又ハ第三者ノ権利ヲ防衛スル為メ已ムコトヲ得スシテ加害行為」をした者（民法第720条）や「他人ノ物ヨリ生シタル急迫ノ危難ヲ避クル為メ其物ヲ毀損」した者（民法第720条）は、違法性を阻却されるから不法行為の責任を負わないことになる。

また、被害者の承諾がある場合は、その承諾が法令又は公序良俗に反しない限り違法性は阻却される。

さらに、法制上、正当な業務としての性質を持つ行為は、原則として違法制が阻却される。

(ハ) 責任能力があること。

法律上の責任能力を欠く者の加害行為については、他の要件の備わる場合でも不法行為の責任は免除されることになる。加害者が、加害行為の法律上の責任を弁識するに足る知能を持たない未成年者である場合は、当該未成年者の不法行為は成立しない。

また、心神喪失者の心神喪失中の加害行為についても不法行為責任は免責される。ただし、心神喪失が故意又は過失によって一時的に招いたものであれば免責されない。

(ニ) その行為によって損害が発生したこと。

加害者の行為と損害との間には、相当因果関係があることが必要である。

損害は財産的損害に限らず、精神的損害も含み、財産的損害は、所有物が滅失・毀

損したことにより現実に生じた積極的損害、得べかりし利益を失ったことによる消極的損害を含む。

□ 特殊な不法行為責任

特殊な不法行為の場合には、事業主が直接の加害行為を行う場合以外にも損害賠償責任が認められる。

(イ) 民法第715条による場合（使用者責任）

労働者とその事業を執行するにつき他人に加えた損害は、使用者の責任に関する免責事由（①使用者が労働者の選任及び事業の監督について相当の注意を行ったこと。②使用者が選任及び監督について相当の注意を行ってもなお損害が生じたであろうことの証明）が認められない限り、使用者にも不法行為責任が負わされる。

すなわち使用者責任の成立要件は、①加害労働者との間に使用関係があること、②「事業の執行につき」損害を加えたこと、③第三者への加害であること、④使用者につき免責事由が存在しないことである。

この場合には、加害者とは別個の損害賠償責任があり、加害者（労働者）と不真正連帯債務を負う。

(ロ) 民法第717条による場合（工作物責任）

事業主が所有し、又は占有する工作物の設置、管理、保存等について瑕疵があったために労働災害が発生した場合、事業主が損害賠償責任を負う。

工作物等の責任を負う者は、第一次的には工作物等の占有者であり、第二次的には所有者が損害賠償責任を負う。ただし、占有者については損害の発生を防止するに必要な注意を行ったときは責任が免除されるが、所有者について免責は認められない。

② 債務不履行責任（民法第415条）

労働契約上の債務としての労働者に対する「労働災害発生防止義務」に違反したため労働災害が発生した場合には、事業主は債務不履行による損害賠償責任を負う。いわゆる「安全配慮義務」違反の問題である。

いわゆる「安全配慮義務」の内容は、一般に次の二つであるとされる。

- ① 機械の点検、安全装置の確認など事業主の設置にかかる場所、施設又は器具等の設置管理にあたっての「労働災害発生防止義務」
- ② 教育、健診など事業主の指示のもとに遂行する業務の管理にあたっての「労働災害発生防止義務」

上記の安全配慮義務を事業主が実行するためには、次の二つの義務を果たさなければ債務不履行責任を負うこととなる。

- ① 労働災害発生の危険を予知する「予見義務」
- ② その危険を予見した場合に、それを回避し災害を防止すべきいわゆる「結果回避義務」

第3節 第三者行為災害との差異

同一災害について、民事損害賠償と労災保険給付とが行われるケースとしては、事業主責任災害（保険料負担者たる事業主が賠償責任を負うケース）と第三者行為災害（保険関係の局外者たる第三者が賠償責任を負うケース）とがある。

第三者行為災害とは、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた事故であって、当該第三者が、被災労働者に対して損害賠償責任を負うものをいう。ここにおいて「第三者」とは、保険関係者としての保険者（政府）、保険加入者（事業主）及び労災保険給付受給権者（労働者・遺族等）以外の者をいう。

第三者の行為によって生じた事故には、人の加害行為によって生じた事故のみならず、第三者の設置・管理する土地の工作物等の瑕疵、第三者の所有・管理する動物の加害によって生じた事故等も含まれる。

第三者行為災害については、労災法第12条の4で損害賠償と労災保険給付との間における調整に関する規定を置いている。

その内容は、労災法第12条の4第1項において、同一事由について労災保険給付が損害賠償より先に支給された場合には、政府は、その額を限度として労災保険給付の受給権者がその加害第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得し、当該第三者に対し求償することができることとし、逆に労災保険給付の受給権者が損害賠償を受けたときには、労災法第12条の4第2項において政府は、損害賠償の価額の限度で労災保険給付の支給を停止し、減額することとしている。

事業主責任災害のケースについても第三者行為災害の調整方法との関連が問題となるが、第三者行為災害については、保険関係の局外者であるので重複負担の問題や労災保険上の保険利益を考慮する必要がないが、事業主責任災害については、保険料負担者であるために、保険利益の問題が存在するので、その調整方法に差異が生じるものである。

第4節 事業主責任災害における民事損害賠償と労災保険給付との調整の概要

1. 事業主責任災害における同一事由についての労災保険給付相当分を含む民事損害賠償と労災保険給付との調整については、労災法はその第64条第1項において、民事損害賠償側（事業主側）における調整を、同条第2項において労災保険給付側における調整を定めている。

なお、この事務取扱手引による調整事務の対象となるのは、後者の調整のみであることはいうまでもない。

2. 民事損害賠償側の調整については、労災法第64条第1項において、前払一時金の設けられている年金給付一すなわち、障害（補償）年金又は遺族（補償）年金一の受給権者が、同一の事由について事業主から、これらの年金給付相当分を含む民事損害賠償を受けることができ、さらに年金受給権取得時にそれぞれの年金給付に係る前払一時金の支給を受けることが

できるときは、事業主は、これらの者の前払一時金最高限度額の範囲内で、民事損害賠償の履行をしないことができるとされている。また、上記により民事損害賠償の履行が猶予されている場合において、事業主は、年金給付又は前払一時金が支給されたときは、その支給額の限度でその民事損害賠償責任を免れることとされている。

なお、労災保険給付が行われれば、少なくともその価額の限度で事業主は民事損害賠償の責任を免れることは、特段の規定は設けられていないが、当然の理である。

3. 労災保険給付側の調整については、労災法第64条第2項においては、労災保険給付の受給権者が事業主から民事損害賠償を受けることができる場合において、当該受給権者に対し、同一の事由について労災保険給付分を含む民事損害賠償が行われたときは、政府は、その価額の限度で労災保険給付を行わないことができるとされているものである。この場合、つぎの点に留意する必要がある。

(1) 労災保険給付との支給調整が行われることとなるのは、労災保険給付の事由と同一の事由に基づく民事損害賠償が行われた場合に限られる。したがって、労災保険が業務災害及び通勤災害による稼働能力の損失をてん補することを主たる目的としており、精神的損害及び物的損害についてはてん補の対象としていないので、これらの損害項目について受給者が事業主から損害賠償を受けても、支給調整は行う必要はない。

(2) また、労災保険給付の支給調整が行われることとなるのは、労災保険給付相当分を含む民事損害賠償が行われた場合に限られる。したがって、いわゆる労災保険給付の上積み分に相当する民事損害賠償を受けても、支給調整を行う必要はない。

(3) 労災保険給付の支給調整が行われるのは、同一の事由に基づき行われた民事損害賠償の賠償額のうち労災保険給付の支給水準相当分のみであり、これを上まわるいわゆる上積み分については、支給調整は行われない。

(4) なお、労災法第64条第2項ただし書において、前払一時金最高限度額の範囲内において支給される保険給付（障害（補償）年金及び遺族（補償）年金）については、前記2のよように、事業主責任災害についての民事損害賠償側で調整を行うことができるので、労災保険給付側での支給調整は行われないこととされている。

すなわち、事業主責任災害についての民事損害賠償が行われても前払一時金最高限度額の範囲内において支給することとされている保険給付としては、前払一時金の最高限度額に達するまでの間支給される年金（例えば、障害等級第1級のケースでは、給付基礎日額の1,340日分までの障害（補償）年金、遺族のケースでは、給付基礎日額1,000日分までの遺族（補償）年金、失権差額一時金（障害（補償）年金差額一時金又は遺族（補償）一時金）及び前払一時金（障害（補償）年金前払一時金又は遺族（補償）年金前払一時金）が該当し、これらの給付については事業主責任災害についての民事損害賠償の履行の有無にかかわらず、同条第2項の調整の対象外とされるものである。

第2章 事業主責任災害についての労災保険給付の支給調整

第1節 事業主責任災害についての損害賠償受領額の把握

1. 事業主責任災害賠償受領届の受付

(1) 事業主責任災害賠償受領届

イ 労災法第64条第2項の規定によって、政府は、民事損害賠償と労災保険給付との調整を行うものであるから、労災保険給付の支給権を有する者が、同一事由について労災保険給付相当分を含む民事損害賠償を受けたときは、労災則附則第45項に基づき「事業主責任災害損害賠償受領届」（告示様式第37号の3。以下「受領届」という。）を提出しなければならない。

ロ この場合、以下の書類を必要があれば添付させる。

- ① 判決分の写
- ② 和解書・示談書等の写

(2) 受付番号の振出

イ 提出された受領届は、「事業主責任災害損害賠償受領届受付台帳」（以下「受付台帳」という。）に受付年月日、業務・通勤災害の別及び被災労働者氏名を記載するとともに、受領届に受付印を押印し、受付番号を記載する。

受付番号は年度ごとに連番号で振出しを行うこととする。

例えば平成4年度の5番目の受付の受領届は「4-5」とする。

事業主責任災害損害賠償受領届受付台帳

受付番号	受付年月日	業務・通勤 災害の別	被災労働者名	完結	備考
—	・	業・通			
—	・	業・通			
—	・	業・通			
—	・	業・通			
—	・	業・通			
—	・	業・通			
—	・	業・通			
—	・	業・通			

ロ 労災保険給付相当分を含むか否かについて、提出された受領届及び添付書類だけから直ちに判断することができないときは、受領届に受付印は押印するが、受付番号は、給付相当分を含むものであることが確認できるまで振り出さないこととして差し支えない。

(3) 書面審査

受領届及び添付書類は支給調整事務の基礎となるものであるから、以後の事務処理に支障をきたさないよう添付書類の確認、各項目の記入もれ、印もれ等がないか点検する。

(4) 事業主責任災害の支給調整事務処理記録簿の作成

事業主責任災害について、その事務処理の経過を明確にし、保険給付の支給調整事務の管理を容易にするため「事業主責任災害支給調整事務処理記録簿」（以下「記録簿」という。）を作成する。

イ 労災保険給付の支給調整を行う事案について受領届（添付書類を含む。）に基づき、記録簿に、損害賠償受領者、被災労働者及び事業主の住所及び氏名、災害発生日、損害賠償額等所要事項を記載しておくこと。

ロ 記録簿は、保険給付の支給停止・減額決定等の決裁に際しては必ず添付し決裁を受けておくこと。

ハ 記録簿は、受付台帳のあとに受付番号順に編てつし保管すること。

ニ 処理経過欄には、休業（補償）給付（決定日、支給金額、休業期間等）及び療養（補償）給付（決定日、支給金額、療養期間等）の処理経過等を記入すること。

ホ 逸失利益に関する調整対象の保険給付の種類が複数該当するとき等は、適宜統紙を用いて記帳すること。

労働者災害補償保険
事業主責任災害損害賠償受領届

労働基準監督署長殿

年 月 日

(郵便番号 ー)

住所 電話 局 番

損害賠償受領者の

氏名 ㊦

被災労働者との関係〔本人、その他()〕

下記とおり届けます。

① 被災労働者の	フリガナ							災害発生日時
	氏名	(女・男)						年 月 日 午 前 後 時 分 頃
	生年月日	年 月 日 (災害発生時年齢 歳)						災害発生場所
	住所							
② 被災者労働者の所属する	事業場の労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号		枝 番 号	
	事業場の事業名称							
	事業場の所在地							
	事業場の事業主の氏名 法人その他の団体であるときはその名称及び代表者氏名							郵便番号 (ー)
③ 既に保険給付の種を受けられている	種 類	支給決定年月日	年 金 証 書 の 番 号					給付基礎日額
		年 月 日	管 轄 局	種 別	西 暦 年	番 号	枝 番 号	円
		年 月 日						円
		年 月 日						円
		年 月 日						円
	障害補償給付又は障害給付の場合		障害等級		級			
傷病補償年金又は傷病年金の場合		療養等級		級				

④ 損害賠償の内容	イ 損害賠償の形態	判決・和解・示談・その他()					
		(イ) 損害賠償の内容が明らかでない場合	① 逸失利益	③ 逸失利益額 円	⑥ 受領額 ① 受領済額 円 ② 受領予定額 円	⑦ 算定基礎期間 年 月 日 ~ 年 月 日	⑧ 備考 ① 厚生年金等公的年金の併給の有無・給付の種類(有・無) () ② その他参考となる事項
			② 療養費	③ 受領額 ① 受領済額 円 ② 受領予定額 円	⑥ 算定基礎期間 年 月 日 ~ 年 月 日	⑦ 備考	
			③ 葬祭費用	③ 受領額 ① 受領済額 円 ② 受領予定額 円	⑥ 備考	⑦ 備考	
			(ロ) 訳が不明な場合	③ 受領額 ① 受領済額 円 ② 受領予定額 円	⑥ 備考	⑦ 備考	⑧ 備考 ① 厚生年金等公的年金の併給の有無・給付の種類(有・無) () ② その他の参考となる事項
		(イ) 損害賠償受領年月日		年 月 日			
		⑤ 第三者行為との関係	イ 第三者行為災害届の有無		有・無		
			ロ 第三者の	氏名 住所	(歳) 電話 局 番 郵便番号 (-)		
			ハ その他				
		⑥ その他	参考事項				
①欄の者については、②、④及び⑤欄に記載したとおりであることを証明します。							
年 月 日							
事業の名称 電話 局 番							
事業主の氏名 ⑥							
*(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)							

様式第37号の3（裏面）

〔注意〕

1. 記載すべき事項のない欄には斜線を引き、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
2. ③欄は、同一の災害に関して既に保険給付の支給決定を受けている場合に、その給付の種類等該当項目について記入すること。なお、障害補償給付若しくは障害給付又は傷病補償年金若しくは傷病年金を受けている場合には、障害等級又は疾病等級を記入すること。
3. ④欄は、
 - (1) (イ)④a……将来給付予定の保険給付相当分を含む逸失利益に対して賠償を受けた場合にその逸失利益額を記入するものである。

「傷病による障害による逸失利益」又は「傷病の療養のための休業による逸失利益」の場合は、判決・示談書等において明示された被災労働者が当該災害によって喪失した稼得能力の評価額（損害賠償金の内金として支払われた額、保険給付額等を賠償額から控除するといういわゆる損益相殺を行う前の額とする。被災労働者に過失がある場合その過失割合を乗じて賠償額を縮減するといういわゆる過失相殺の処理を行った後の額とする。）を記入すること。
 - (2) (イ)④b……④のうち事業主から受領した損害賠償額（遅延利息分を除く。）及び今後
に受領を予定している額（遅延利息分を除く。）を記入すること。
 - (3) (イ)④c……(1)の逸失利益の算定基礎期間を記入すること。
 - (4) (イ)④d……④には、判決・示談書等において、労働能力喪失率、就労可能年数、死亡
労働者本人の生活費の割合等が判明している場合には、その内訳を記入する
こと。
 - (5) (イ)④a……保険給付のうち療養補償給付又は療養給付に相当する分を含む療養費に対
する賠償を受けた場合にその賠償額及び今後
に受領を予定している額を記入
すること。
 - (6) (イ)④b……(5)の算定基礎期間を記入すること。
 - (7) (イ)④c……保険給付相当分が明らかな場合には、その額を記入すること。
 - (8) (イ)④a……保険給付のうち葬祭料又は葬祭給付に相当する分を含む葬祭費用に対する
賠償を受けた場合にその賠償額及び今後
に受領を予定している額を記入す
ること。
 - (9) (ロ)③……受領した賠償額及び今後
に受領を予定している額を記入すること。
 - (10) (ロ)④……上記(4)のロ(イ)④dの場合に同じ。
 - (11) (イ)……保険給付相当分を含む損害賠償を受けた年月日を記入すること。

4. ⑤欄は、当該災害発生に係る損害賠償について事業主と第三者双方に責任が認められる場合に、
- (1) イ欄は、第三者行為災害届の届出の有無を記入すること。
 - (2) ロ欄は、第三者（加害者）の氏名・住所を記入すること。なお、複数いる場合には、そのうち1人のみ具体的に記載し、ハ欄に他にも加害第三者のいる旨を記入すること。
 - (3) ハ欄は、その他参考になる事項を記入すること。事業主と第三者の寄与度が判決書又は当事者の作成した文書によって明確である場合には、その寄与度を記入すること。
5. ⑥欄は、その他特に必要と思われる事項があれば記入すること。
6. 損害賠償を数回に分割して受領した場合には、受領した都度この届書を提出すること。なお、同一の災害について、2回以上この届書を提出する場合、2回目以降の届書においては損害賠償受領者の欄、①欄、③欄及び④欄ロに必要事項を記載し、⑥欄には「年月日付届書に記載済」と記載すること。

(表面)

事業主責任災害支給調整事務処理記録簿

作成年月日： 年 月 日

労働基準監督署

受付番号		労働 保険 番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
受付年月日							
損害 賠償 債権者	氏 名	(男・女)	生年月日	明 大 昭			
	住 所	(〒)	(電話)				
	被災労働者との 関 係	本人・その他 ()					
被 災 労 働 者	氏 名	(男・女)	生年月日	明 大 昭		災害発生時 (歳)	
	住 所	(〒)	(電話)				
	所属事業場名	(電話)					
	所 在 地	(〒)					
	事 業 主						
災害発生年月日							
災害発生場所							
災害の概要							
支 給 調 整 の 内 容	民事損害賠償の損害項目	逸 失 利 益	療 養 費	葬 祭 費 用	備 考	決 裁	
	支給調整を行う労災保険 給付						
	支給決定年月日						
	(年金証書番号)						
	支給調整の対象となる額	円	円	円			
	支給停止開始年月日						
	支給停止解除年月日						
	9 年 到 達 年 月 日						
上限年齢到達年月日							
調査確認年月日							
添付書類							

2. 事業主責任災害賠償受領調査

(1) 次の場合には、調査を行う。

- ① 受領届が出ない労災保険給付受給権者について事業主から事業主責任災害についての損害賠償が行われた旨の通知があり、判決・示談書等その写しの提出等によりその通知の内容の確認ができた場合
- ② 受領届に事業主証明を受けることが困難であった旨申し出があった場合
- ③ 受領届の必要的記載事項の記載が不備で早急にその補正がなされる見込のない場合
- ④ その他調査の必要が認められる場合
- ⑤ テレビ・新聞報道等により損害賠償が行われたことを把握した場合

(2) 調査の方法

調査は通信調査を原則とし、必要に応じ実施調査（呼出調査を含む。）を行うものとする。実地調査の実施については、「第三者行為災害事務処理手引」に準じて行うこと。

(3) 調査後の処理

調査内容は、各事案ごとに処理簿のあとに纏めておくこと。

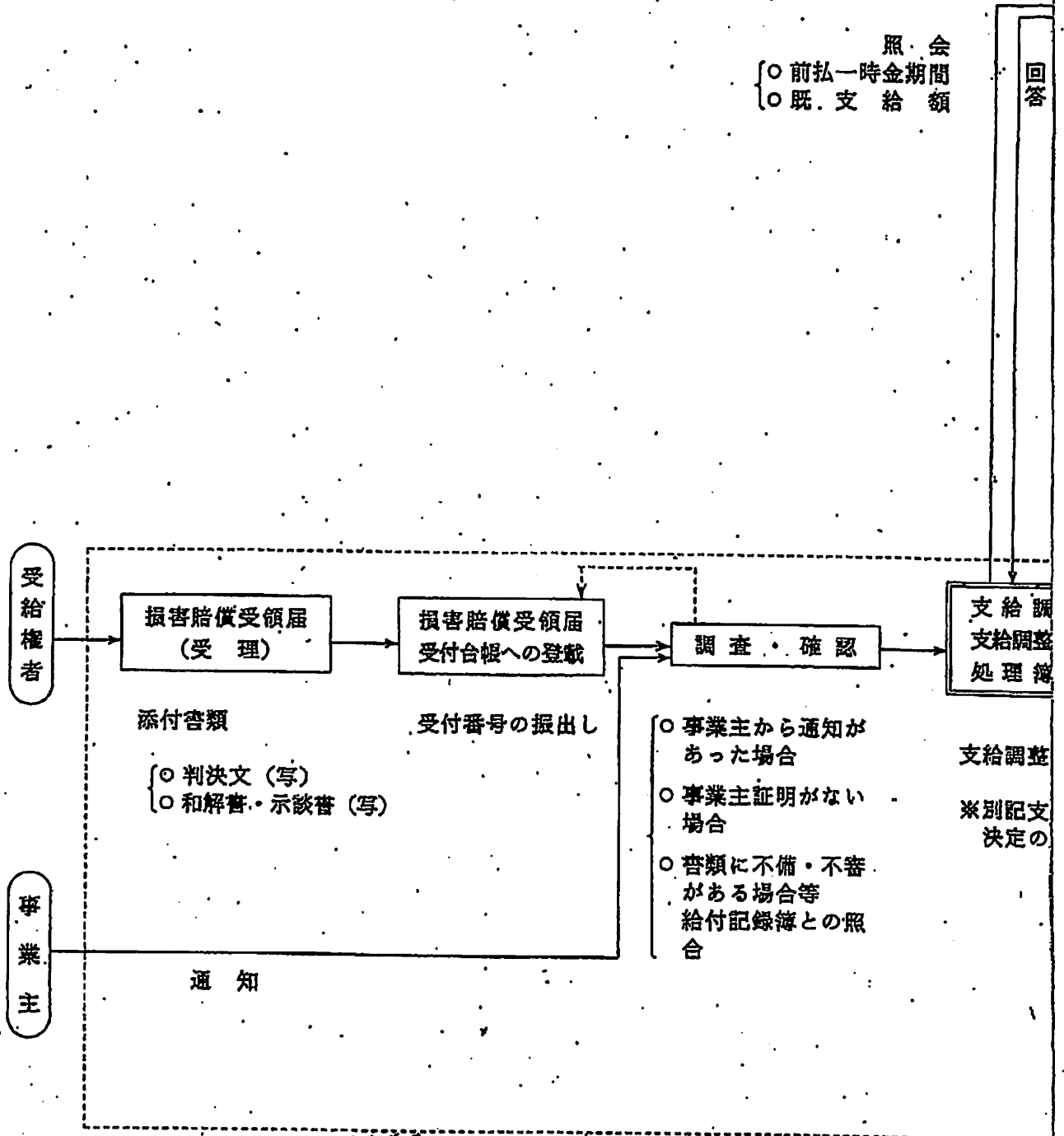
第2節 労災保険給付の支給調整事務の概要

1. 事業主によって労災保険給付相当分を含む民事損害賠償が行われたときは、その労災保険給付相当分の額の範囲内で、概略次の手順により労災保険給付の支給調整を行う。

- ① 損害項目別の民事損害賠償の賠償額のうち労災保険給付相当分（比較対象賠償額）の確定
- ② ①に対応する労災保険給付の種類確定
- ③ ②の労災保険給付についての将来支給予定額が①の比較対象賠償額に達するまでの支給停止又は減額等（年金給付については本省（業務室）で行う。）
- ④ ②の保険給付の支給予定額が①の比較対象賠償額を超えた時点（前払一時金最高限度額相当期間経過後9年経過時点、就労可能年齢を超える時点）からの支給再開又は①の比較対象賠償額を超えた部分の支給（減額支給）（年金給付については本省（業務室）で行う。）

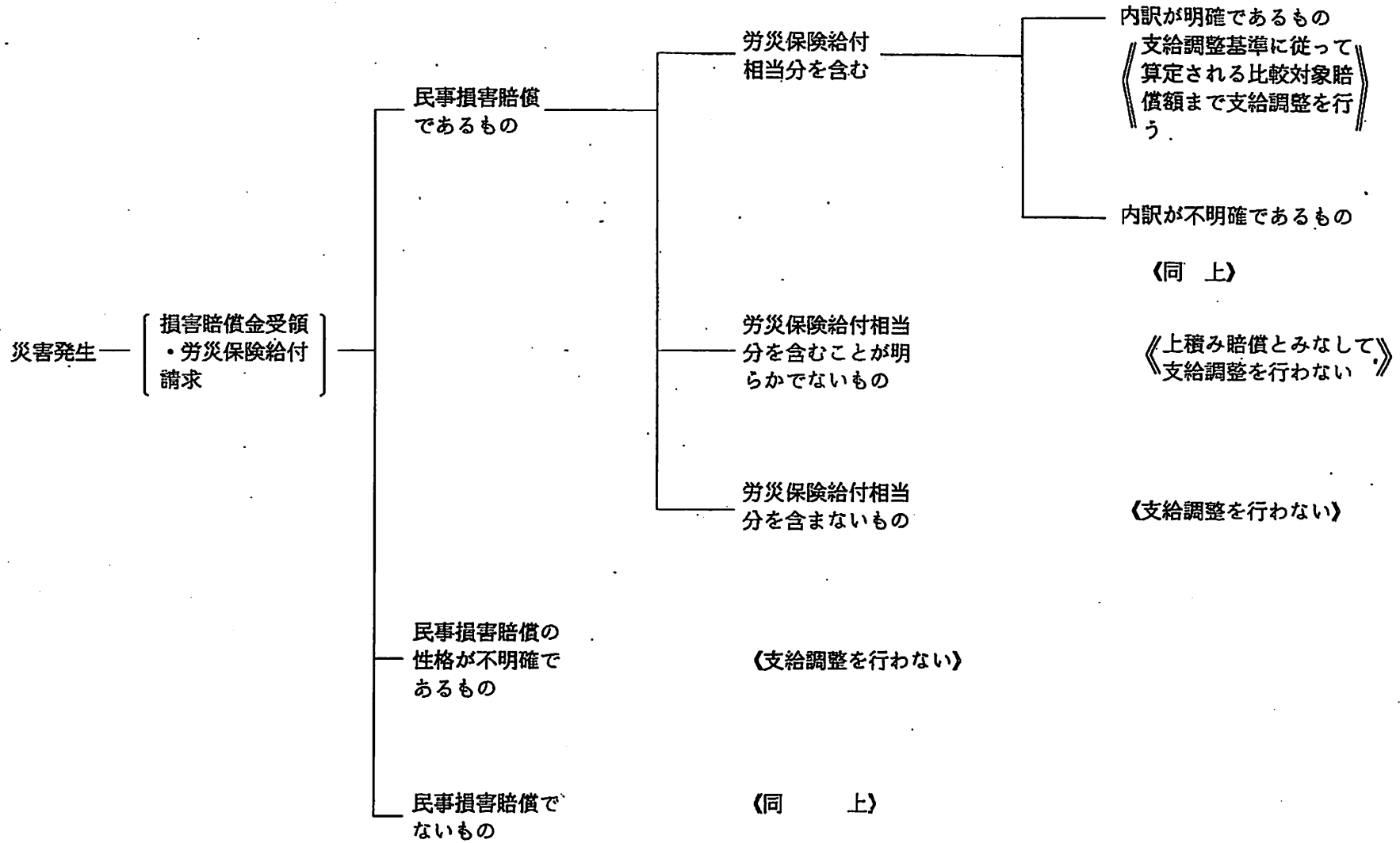
(参考 1)

支給調整事務



内は労働基準監督署の処理部分である。

※（別記）＜支給調整対象決定の流れ図＞



2. 年金給付の調整に伴う事務処理

- (1) 支給停止及び支給停止解除に関する決定決議は「年金たる保険給付の支給停止・支給停止解除・支払決定決議書（職権決議用）」（年金決議様式第4号）により行い、受給者に対しては「年金等支給変更・停止・解除決定通知書」（年金通知様式第8号）により通知すること。
- (2) 年金給付と損害賠償金との調整は、署の報告に基づき本省（業務室）で機械処理するので、損害賠償金の支払いが行われたことを確認したときは、「労災保険業務機械処理事務手引（年金・就学等援護費）」に基づき本省まで報告すること。

3. 一時金給付・休業（補償）給付・療養（補償）給付の調整に伴う事務処理

- (1) 決定決議及び受給者に対する通知は、「労災保険給付事務取扱手引」に定めるところによる。
- (2) 一時金給付、休業（補償）給付、療養（補償）給付の全部不支給の場合は、支給決定決議書及びレセプトを不支給コード「14」にて処理する。

また、一部不支給の場合は、一時金給付、休業（補償）給付については、修正用帳票により処理し、診療費（レセプト）及び療養の費用については、調整後の支払額を入力処理すること（帳票の作成については、「労災保険業務機械処理事務手引」を参照のこと。）。

第3節 労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償

1. 労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目

損害のてん補として重複する部分の調整を図ることが労災法第64条第2項の規定の直接の目的であるので、支給調整の対象となる民事損害賠償は、労災保険給付によっててん補される損害をてん補するものに限られる。

民事損害賠償には、賠償の対象となる損害の種類・形態により様々のものがありうるが、労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目は、昭和56年6月12日付け労働省発基第60号「民事損害賠償が行われた際の労災保険給付の支給調整に関する基準について」（以下「支給調整基準」という。）において、次のとおりとされている。

1. 労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償

(1) 労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償の項目

次表の左欄に掲げる労災保険給付に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

支給調整を行う労災保険給付	民事損害賠償の損害項目
障害（補償）給付	逸 失 利 益
遺族（補償）給付	
傷病（補償）年金	
休業（補償）給付	
療養（補償）給付	療 養 費
葬祭料（葬祭給付）	葬 祭 費 用

(注) 「障害（補償）給付」は、業務災害についての「障害補償給付」と通勤災害についての「障害給付」の双方を表す用語である。他の保険給付を表す用語についても同様である。以下同じ。

すなわち、被災労働者又はその遺族が同一の災害に関し逸失利益、療養費又は葬祭費用を損害項目とする民事損害賠償を受けたときに、それぞれの損害項目に対応する労災保険給付が支給調整されるものである。

- (1) 逸失利益とは、加害行為がなければ被害者が得たであろう利益をいうものである。事業主責任災害の場合、一般的には労働災害がなければ労働者が稼働して得たであろう賃金分が該当するものである。このような逸失利益に相当する労災保険給付としては、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、傷病（補償）年金及び休業（補償）給付がある。
- (2) 療養費とは、傷病の治療に要する費用である。狭義の治療費のほか、通院費、付添看護費用、入院雑費等が含まれることがある。療養費に対応する労災保険給付は、療養（補償）給付である。
- (3) 葬祭費用とは、被害者が死亡したため一定の者が葬儀を営むために支出を余儀なくされたことによる損害であり、これに対応する労災保険給付は、葬祭料（葬祭給付）である。

このように、逸失利益、療養費及び葬祭費用についてなされた民事損害賠償に限って、労災保険給付の支給調整を行うこととなるので、これらの損害項目以外の損害（例えば精神的損害）に対する民事損害の賠償額については、労災保険給付の支給調整は行われない。

2. 労災保険給付の支給調整に当たって比較の対象とする民事損害賠償の賠償額

前記1の損害項目（逸失利益、療養費及び葬祭費）についてなされた民事損害賠償が一応労災保険給付の支給調整の対象となるが、さらに、その賠償額の全額が労災保険給付の支給調整に際して比較の対象となるわけではない。

〔支給調整基準〕において、賠償額のうち比較の対象となる額は、次のとおりとされている。

(2) 民事損害賠償額のうち比較の対象とする額

(1)の損害項目に対する民事損害賠償の賠償額のうち労災保険給付の支給水準相当分のみを労災保険給付の額との比較の対象とする額とする。

すなわち民事損害賠償においては、加害原因と相当因果関係に立つ損害の全てが賠償対象となるのに対し、労災保険制度では、損害の全部のうち一部分のみ、すなわち労災保険給付の支給水準に相当する部分のみの損害のてん補が行われることとなっているのでその賠償額のうち、労災保険給付に相当する部分のみが労災保険給付の支給調整に際して比較の対象とされているものである。

第4節 支給調整を行う労災保険給付

1. 支給調整を行う労災保険給付の種類

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

2. 支給調整を行う労災保険給付

(1) 支給調整を行う労災保険給付の種類

前記1(1)に掲げる保険給付に限定して支給調整を行い、特別支給金については支給調整を行わない。

すなわち支給調整を行うのは保険給付に限定されている。これを損害項目に対応させて列挙すると次のとおりである。

民事損害賠償の損害項目	支給調整を行う保険給付
逸失利益	障害（補償）給付
	遺族（補償）給付
	傷病（補償）年金
	休業（補償）給付
療養費	療養（補償）給付
葬祭費用	葬祭料（葬祭給付）

なお、労災法第11条に規定するいわゆる未支給の保険給付も保険給付であることには変わりはないので、支給調整を行う保険給付に含まれることはいうまでもない。また、労災保険の労働福祉事業として支給される特別支給金は保険給付ではないので特別支給金については支給調整は行わないことは明確とされているが、特別支給金以外であって労働福祉

事業として実施されているもの（介護料、義肢・補装具等）についても同様に支給調整を行わない。^(注)

(注) 例えば、労災就学等援護費については、被災労働者の死亡等に伴って多額の損害賠償金を受けたときには従来から「学資等の支弁が困難である」とはいえないと認定され、労災就学等援護費が支給されない等の措置が講ぜられているが、これは労働福祉事業の実施上の必要に基づくものであり、労災法第64条第2項による支給調整による措置ではないことはいうまでもない。

2. 支給調整が行われる労災保険給付の受給権者の範囲

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

(2) 支給調整が行われる労災保険給付の受給権者の範囲

労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償（前記1参照）を受けた労災保険給付の受給権者について支給調整を行う。ただし、遺族（補償）年金の受給権者のうち先順位の受給権者が失権した後の後順位の受給権者については、支給調整を行わない。

すなわち、第一に、支給調整が行われる労災保険給付の受給権者は、業務災害又は通勤災害に関して第3節の1に掲げた損害項目について事業主から民事損害賠償を受けた労災保険給付の受給権者に限られる。第二に、遺族（補償）年金の支給調整に当たっては、遺族（補償）年金の受給権者が失権した後に当該受給権の転給を受けた転給後の受給権者については、仮りに被災労働者の死亡に関し損害賠償を受けた場合であっても遺族（補償）年金の支給調整は行わない。

第5節 支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目に応じた労災保険給付の支給調整の方法

1. 逸失利益

逸失利益に対する民事損害賠償が行われた場合の労災保険給付の支給調整について、〔支給調整基準〕においては、まず、次のように定められている。

障害（補償）給付、遺族（補償）給付、傷病（補償）年金及び休業（補償）給付は、逸失利益に対する民事損害賠償の賠償額に相当する額の範囲で次の方法により調整を行う。

すなわち、逸失利益という損害項目に対する賠償を含む民事損害賠償が行われた場合には、その賠償額のうち、逸失利益分に相当する範囲で、かつ、支給を受けることのできる障害（補償）給付、遺族（補償）給付、傷病（補償）年金及び休業（補償）給付に相当する価額の限度で、これらの労災保険給付の支給調整が行われるとするものであるが、逸失利益の賠

償を受けた際の労災保険給付の支給調整が労災法第64条第2項に規定する調整の主たる内容となる点に特に留意する必要がある。

(1) 基本原則

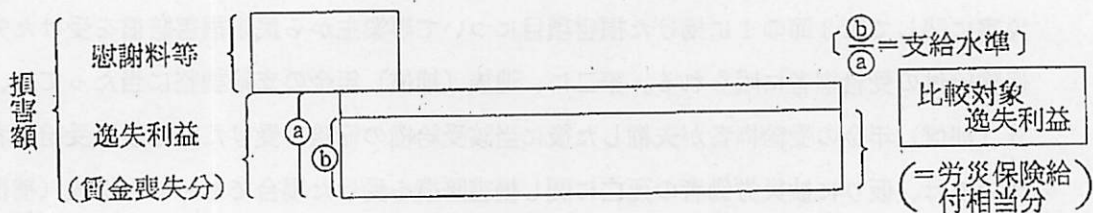
逸失利益に対応する労災保険給付の支給調整に当たっての基本原則について〔支給調整基準〕に定められている事項は次のとおりである。

イ 〔支給調整基準〕による第一の原則は、次のとおりである。

(イ) 逸失利益に対する民事損害賠償の賠償額のうち労災保険給付の支給水準相当分（以下「比較対象逸失利益額」という。）のみを労災保険給付との比較の対象とする額とする。

すなわち、労災保険給付の支給調整に当たって労災保険給付と比較する逸失利益に対する損害賠償額（以下「逸失利益分」という。）は、逸失利益全額ではなく、そのうち労災保険給付の支給水準に相当する部分（次の図でいえば斜線部分）である。この労災保険給付の支給水準に相当する部分—これが「比較対象逸失利益額」と呼ばれるが—の算出は、後記(2)に示すとおり、逸失利益分に一定の給付相当率を乗じて算出することとされている。

これを図示すれば次のとおりである。



ロ 〔支給調整基準〕による第2の原則は、次のとおりである。

(ロ) 比較対象逸失利益額には、災害発生時から支給調整時までの利息分を加えない。

すなわち、支給調整の際に用いる比較対象逸失利益額は、災害発生時すなわち損害発生時から支給調整時までの利息分を加えた額ではなく災害発生時の現価によるものである。

ハ 〔支給調整基準〕による第3の原則は、次のとおりである。

(ハ) 比較対象逸失利益額と比較する労災保険給付の額については、スライドが行われた場合にはスライド後の額による。

すなわち、災害発生時からの賃金水準の変動に応じて給付額がスライドされることとなっているが、スライドが行われた場合にはスライド後の額により労災保険給付の支給調整を行うこととされている。

ニ 〔支給調整基準〕による第4の原則は、次のとおりである。

(ニ) 遺族（補償）給付の支給調整に係る比較対象逸失利益額は、受給権者本人の受けた民事損害賠償に係るものに限る。

すなわち、遺族（補償）給付の支給調整を行う際に比較対象とする逸失利益額は、同一人についての重複てん補を回避する趣旨から遺族（補償）給付の受給権者本人が受けた民事損害賠償のうちの、逸失利益分に限られる。

ホ 〔支給調整基準〕による第5の原則は、次のとおりである。

(ホ) 労災保険給付の支給調整は、次のいずれか短い期間（以下「調整対象給付期間」という。）の範囲で行う。

- a 前払一時金最高限度額相当期間の終了する月から起算して9年が経過するまでの期間（ただし、休業（補償）給付については災害発生日から起算して9年が経過する日までの期間、傷病（補償）年金については傷病（補償）年金の支給事由の発生した月の翌月から起算して9年が経過するまでの期間。）。
- b 就労可能年齢（遺族（補償）年金については死亡労働者の生存を仮定した場合の就労可能年齢とする。）（各年齢ごとに、別表第1に定める年齢とする。以下同じ。）を超えるに至ったときは、その超えるに至ったときまでの期間。

別紙第1 (抄) [就労可能年齢 (被災時の年齢に対応する就労可能年齢)]

年 齢	就労可 能年齢	年 齢	就労可 能年齢	年 齢	就労可 能年齢	年 齢	就労可 能年齢
15歳	67歳	36歳	67歳	57歳	67歳	78歳	81歳
16	67	37	67	58	67	79	82
17	67	38	67	59	67	80	83
18	67	39	67	60	68	81	84
19	67	40	67	61	69	82	85
20	67	41	67	62	69	83	85
21	67	42	67	63	70	84	86
22	67	43	67	64	71	85	87
23	67	44	67	65	71	86	88
24	67	45	67	66	72	87	89
25	67	46	67	67	73	88	90
26	67	47	67	68	73	89	91
27	67	48	67	69	74	90	92
28	67	49	67	70	75	91	93
29	67	50	67	71	76	92	94
30	67	51	67	72	76	93	95
31	67	52	67	73	77	94	95
32	67	53	67	74	78	95	96
33	67	54	67	75	79	96	97
34	67	55	67	76	80	97	別記の
35	67	56	67	77	80		とおり

(別記) 97歳以上の者の就労可能年齢は、当該年齢に1年を加えた年齢とする。

すなわち、受けた民事損害賠償の賠償額が多額であるような受給権者について労災保険給付の支給調整を行う場合には、支給調整が行われる期間が長期にわたる可能性があるが、支給調整期間の上限が設けられ、支給調整期間が余り長期間とならないようにされているものである。

したがって、労災保険給付の支給調整は、この上限による枠内すなわち調整対象給付期間の範囲内で行われ、この期間を超えて行われることはない。もちろん、調整対象給付期間内であっても所定の方法による調整が完了すれば、完了した時点から支給が再開されるのは当然である。

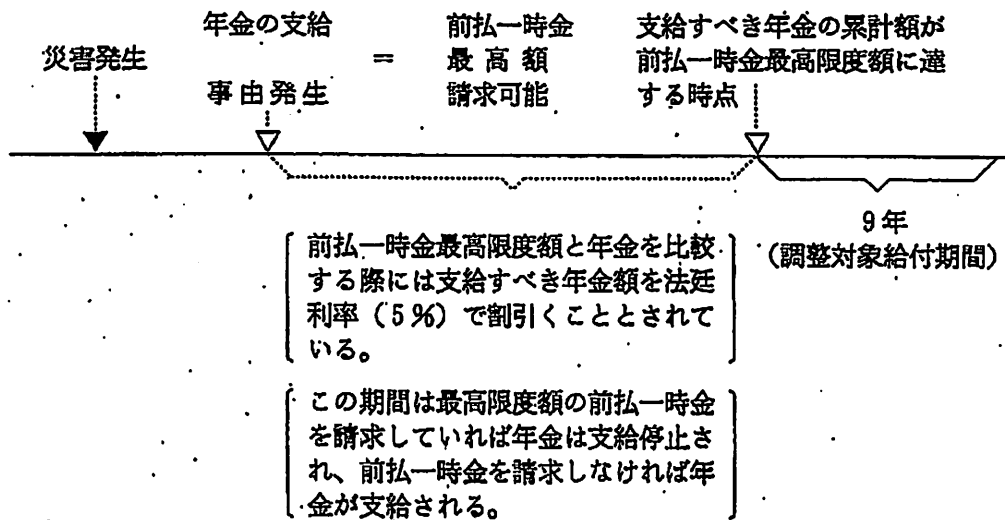
調整対象給付期間は、〔支給調整基準〕でも明らかなように、次のいずれか短い期間とされている。

(イ) 9年の上限期間

a 前払一時金が設けられている年金給付（障害（補償）年金及び遺族（補償）年金）の場合

最高限度額の前払一時金（障害等級第一級の障害（補償）年金の場合には給付基礎日額の1,340日分、遺族（補償）年金の場合には給付基礎日額の1,000日分）が支給されたと仮定した場合に支給されるべき年金が停止される期間（前払一時金最高限度額相当期間）が終了した月から起算して9年が経過するまでの期間

（参 考）



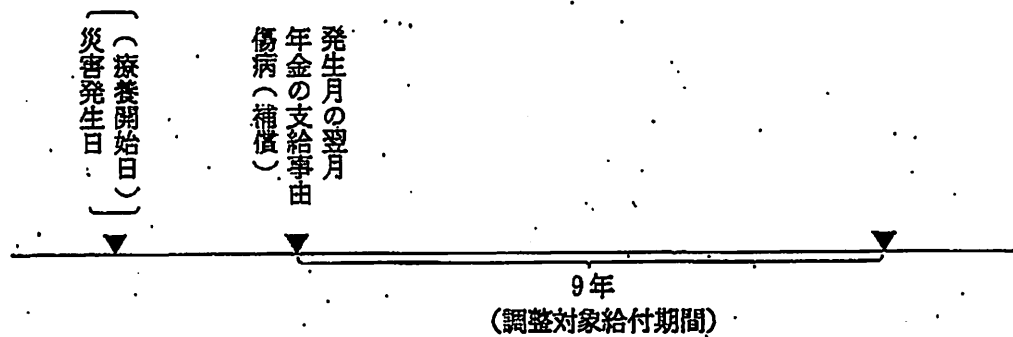
これら労災保険給付の支給調整を開始する起算点が前払一時金最高限度額相当期間経過時点とされているのは、労災法第64条第2項ただし書の規定により前払一時金最高限度額相当期間については、年金給付、失権差額一時金又は前払一時金のいずれかの方式より労災保険から給付が支給されることとされることによるものである。

b 前払一時金が設けられていない労災保険給付の場合

(a) 傷病（補償）年金の場合

傷病（補償）年金の支給事由の発生した月の翌月から起算して9年が経過するまでの期間とされている。傷病（補償）年金の支給事由は、労災法第12条の8第3項又は第22条の6第1項に規定されているとおり、療養開始後1年6ヵ月経過した日に傷病が治ゆせず傷病等級に該当していること又は同日後に傷病が治ゆせず傷病等級に該当することとなったことにより発生する。

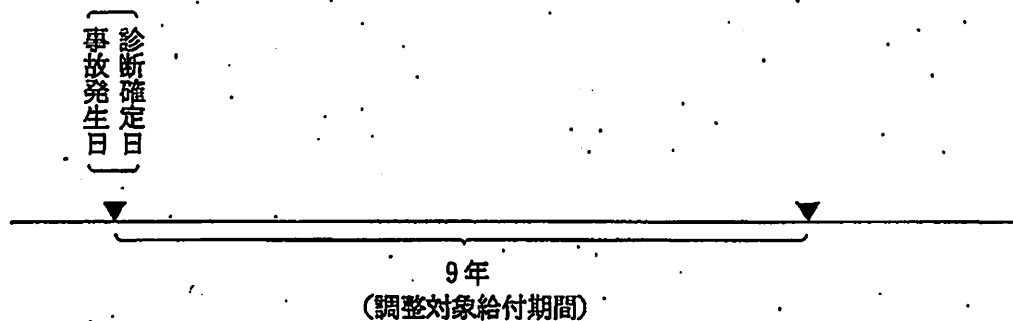
(参考)



(b) 休業（補償）給付の場合

休業（補償）給付については、療養のため休業する日ごとに支給事由が生ずることとなるので、負傷の原因である事故の発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日から起算して9年が経過するまでの期間とされている。

(参考)



(c) 就労可能年齢による期間

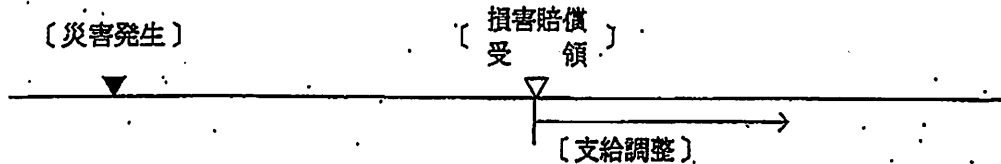
稼得能力を失った場合の民事損害賠償では、逸失利益額は、当該被災労働者の一定の就労可能年数を前提として算定されるので、労災保険給付の支給調整に際しても、民事損害賠償の逸失利益額の算定方法との均衡上、就労可能年齢を超える部分については、支給調整を行わないこととされたものである。

(d) 支給調整を開始する時点は、原則として、受給権者が労災保険給付に相当する損害賠償を受領した時点であるが、前払一時金が設けられている年金給付につい

ては、①当該労災保険給付に相当する損害賠償を受領した時点 ②前払一時金最高限度額に相当する期間を経過する時点のいずれか遅い時点が支給調整を開始する時点である。

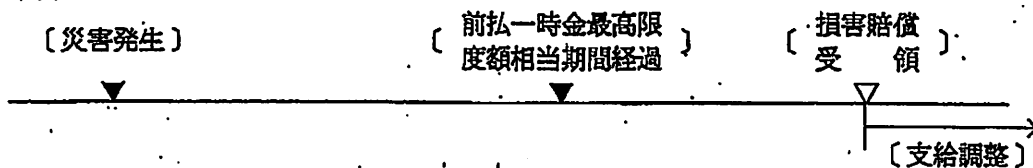
(参考)

a 原則

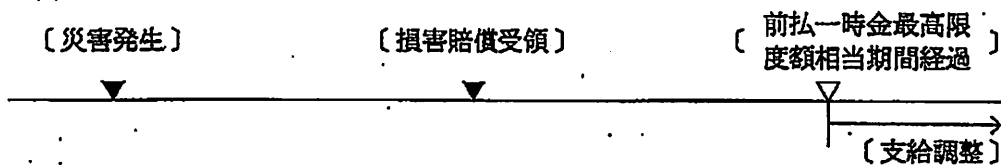


b 前払一時金が設けられている年金給付の場合

(a)



(b)



(2) 個別の労災保険給付ごとの支給調整の具体的方法

イ 障害（補償）年金

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

調整対象給付期間内に限り、次の額に達するまで支給停止する。

$$\text{逸失利益額} \times \text{給付相当率} - \text{前払一時金最高限度額等}$$

(イ) 「調整対象給付期間」については、前記(1)ホ(イ)で説明したところであるが、

- ① 障害（補償）年金の前払一時金最高限度額に相当する額の障害（補償）年金が支給される期間が満了する月から起算して9年が経過するまでの期間
 - ② 被災労働者が災害に遭わなければ、就労が可能であると考えられる年齢（67歳を基準とするが高年齢の場合には平均余命の1/2を加えた年齢とされている。前記(1)ホ(イ)参照。）を超えるに至る時までの期間
- のいずれか短い方の期間である。

(ロ) 障害（補償）年金の支給停止が開始されるのは、

- ① 被災労働者が後遺障害による逸失利益についての損害賠償を受けた時

② 障害（補償）年金の前払一時金最高限度額に相当する額の障害（補償）年金が支給される期間が満了する時のいずれか遅く到来する時点である。

イ 「逸失利益額」について

a 「支給調整基準」においては次の i 又は ii のうちいずれか小さい額とすることとされている。

i 判決等で明示された逸失利益額

ここにいう「逸失利益額」とは、判決・示談書等で明示された被災労働者が当該災害によって喪失した稼働能力の評価額の全体をさす。

したがっていわゆる損益相殺を行う前の額である。過失相殺についてはこれを行った後の額とする。

ii 給付基礎日額×365×労働能力喪失率×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

<注1>

<注2>

(注1) 労働能力喪失率：障害等級に応じ次の表のとおりとすることとされている。ただし、受領届に判決・示談書等における労働能力喪失率が明示されているときは、その率により取り扱って差し支えない。

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100

(注2) 就労可能年数に対応する新ホフマン係数：治癒認定時の年齢に応じ次の表のとおりとする。ただし、受領届に判決・示談書等における就労可能年数が明示されているときはその年数に対応する新ホフマン係数により取り扱って差し支えない。

別表第1 (抄)

(就 労 可 能 年 数 と 新 ホ フ マ ン 係 数)

年 齢	就 労 可 能 年 数	係 数	年 齢	就 労 可 能 年 数	係 数	年 齢	就 労 可 能 年 数	係 数	年 齢	就 労 可 能 年 数	係 数
15歳	52年	25.261	36歳	31年	18.421	57歳	10年	7.945	78歳	3年	2.731
16	51	24.984	37	30	18.029	58	9	7.278	79	3	2.731
17	50	24.702	38	29	17.629	59	8	6.589	80	3	2.731
18	49	24.416	39	28	17.221	60	8	6.589	81	3	2.731
19	48	24.126	40	27	16.804	61	8	6.589	82	3	2.731
20	47	23.832	41	26	16.379	62	7	5.874	83	2	1.861
21	46	23.534	42	25	15.944	63	7	5.874	84	2	1.861
22	45	23.231	43	24	15.500	64	7	5.874	85	2	1.861
23	44	22.923	44	23	15.045	65	6	5.134	86	2	1.861
24	43	22.611	45	22	14.580	66	6	5.134	87	2	1.861
25	42	22.293	46	21	14.104	67	6	5.134	88	2	1.861
26	41	21.970	47	20	13.616	68	5	4.364	89	2	1.861
27	40	21.643	48	19	13.116	69	5	4.364	90	2	1.861
28	39	21.309	49	18	12.603	70	5	4.364	91	2	1.861
29	38	20.970	50	17	12.077	71	5	4.364	92	2	1.861
30	37	20.625	51	16	11.536	72	4	3.564	93	2	1.861
31	36	20.275	52	15	10.981	73	4	3.564	94	1	0.952
32	35	19.917	53	14	10.409	74	4	3.564	95	1	0.952
33	34	19.554	54	13	9.821	75	4	3.564	96	1	0.952
34	33	19.183	55	12	9.215	76	4	3.564	97	1	0.952
35	32	18.806	56	11	8.590	77	3	2.731			

- b 支給調整の対象となる労災保険給付が支給されるのと同一の事由により厚生年金等の公的年金が併給され、労災法別表第1第1号の規定に基づき、調整が行われるときは、aにより算出した逸失利益額に当該調整率（労災令第2条、第4条等により次表のとおりとされている。）を乗じて得た額を逸失利益額として取り扱うこと。

社会保険の種類	併給される年金給付	調整率
厚生年金及び国民年金	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
厚生年金	障害厚生年金	0.83
国民年金	障害基礎年金	0.88

また、国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）（以下「改正法」という。）による改正前の厚生年金保険法等の公的年金が併給され、改正法附則第116条規定に基づき調整が行われる場合も、同様に、2により算出した逸失利益額に当該調整率（労災令附則第6項及び第9項により次表のとおりとされている。）を乗じて得た額を逸失利益額として取り扱うこと。

社会保険の種類	併給される年金給付	調整率
改正前の厚生年金	障害年金	0.74
改正前の船員保険	障害年金	0.74
改正前の国民年金	障害年金	0.89

- (二) 「給付相当率」とは、障害等級に応じて次の表のとおりとすることとされている。

障害等級	給付相当率
第1級	0.67
第2級	0.67
第3級	0.67
第4級	0.64
第5級	0.64
第6級	0.64
第7級	0.64

- (三) 「前払一時金最高限度額等」とは、①障害（補償）年金前払一時金最高限度額又は②既支給の障害（補償）年金の支給額のいずれか大きい額の意味であることとされている。

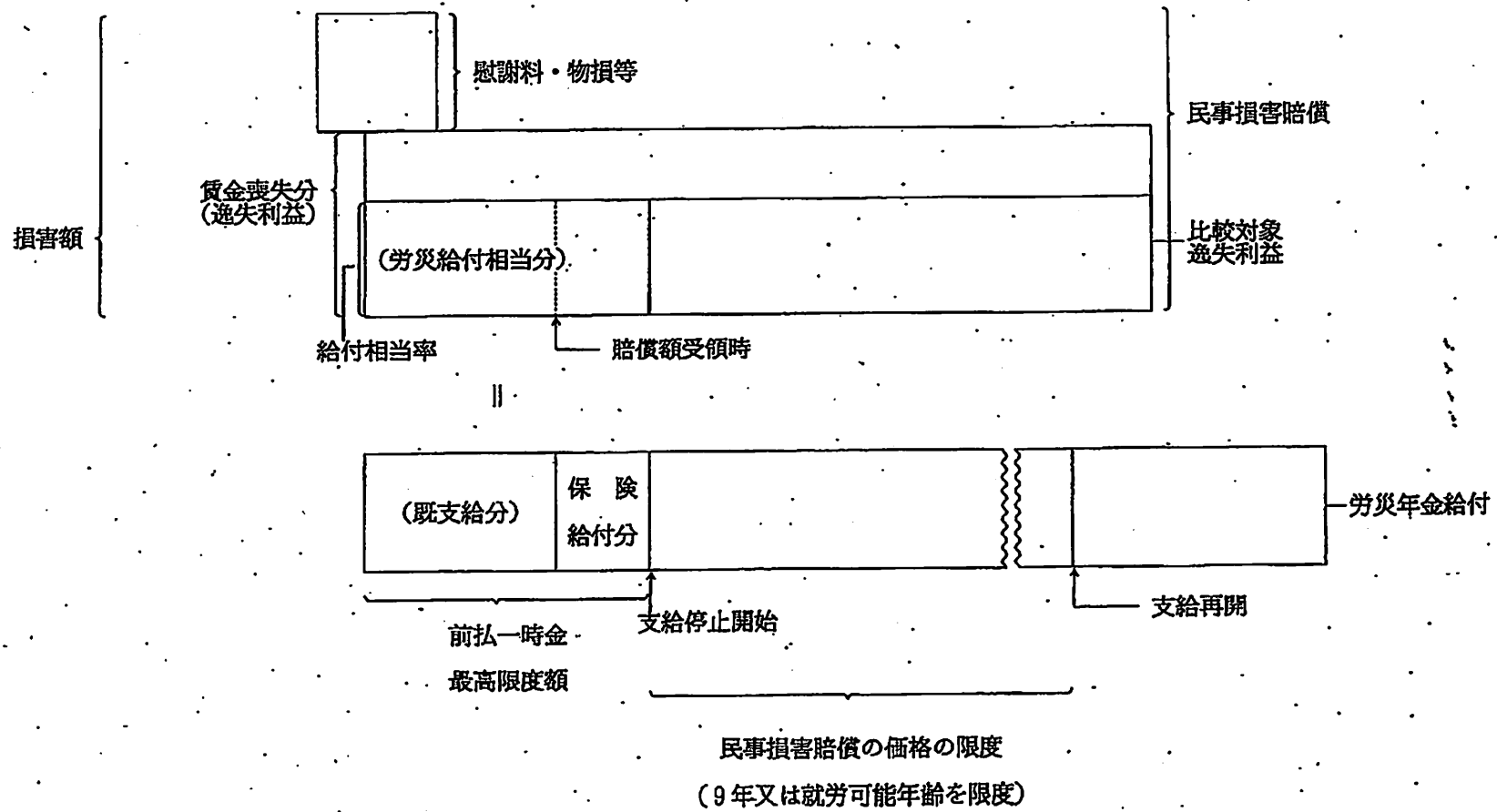
障害（補償）年金前払一時金最高限度額に相当する部分については、労災法第64条第1項に規定する履行猶予・免責方式によって、民事損害賠償の賠償額から控除

されるのが通例であるので、比較対象逸失利益額から控除して支給調整対象額を計算するものである。

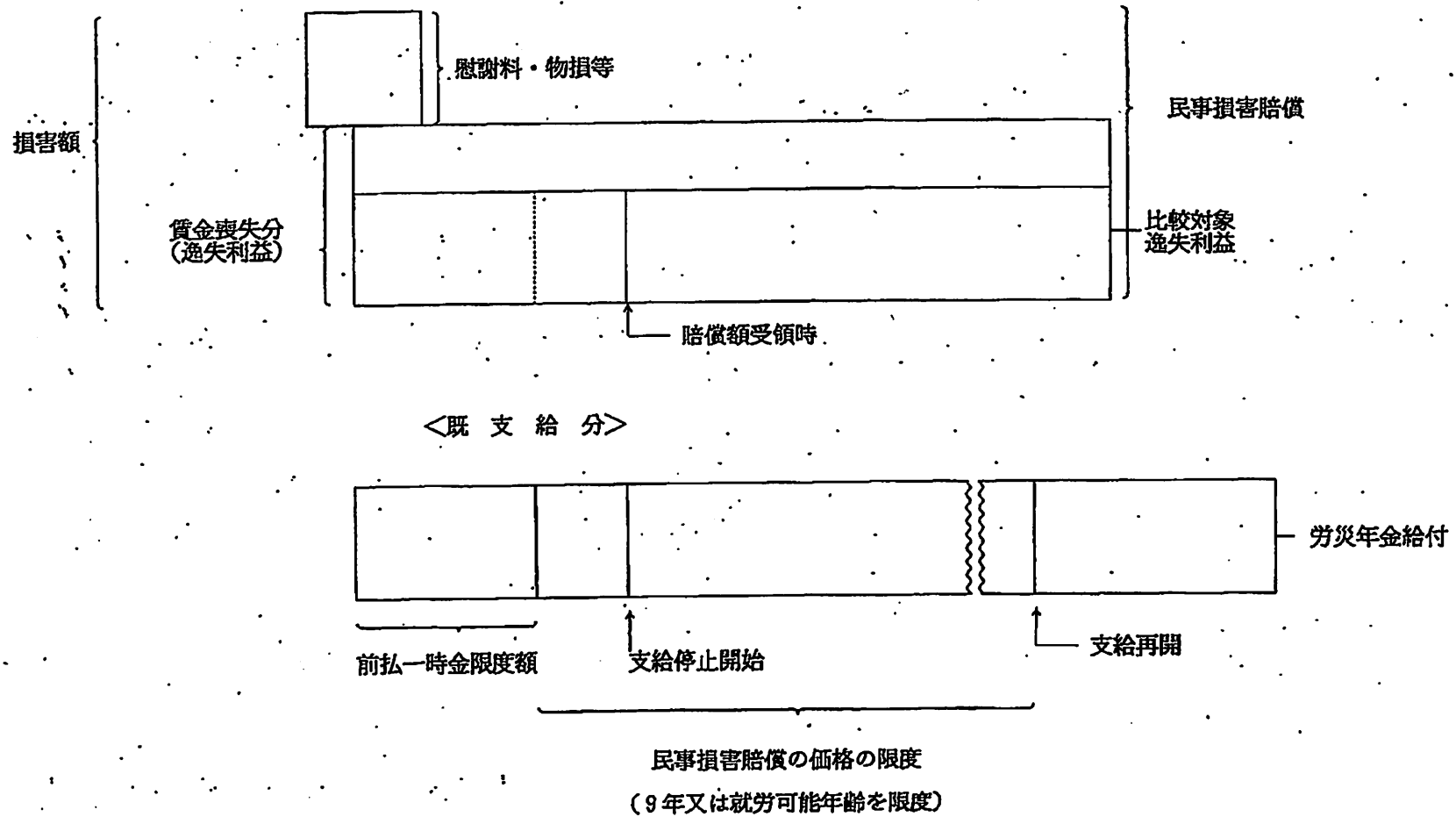
また、障害（補償）年金がこの前払一時金最高限度額を超えて支給されている場合には、その既支給額は、やはり、民事損害賠償の側において、民事損害賠償の賠償額から控除されるので比較対象逸失利益額から控除して支給調整対象額を計算するものである。

(参考)

〔図①〕 前払一時金最高限度額 > 既支給分のケース

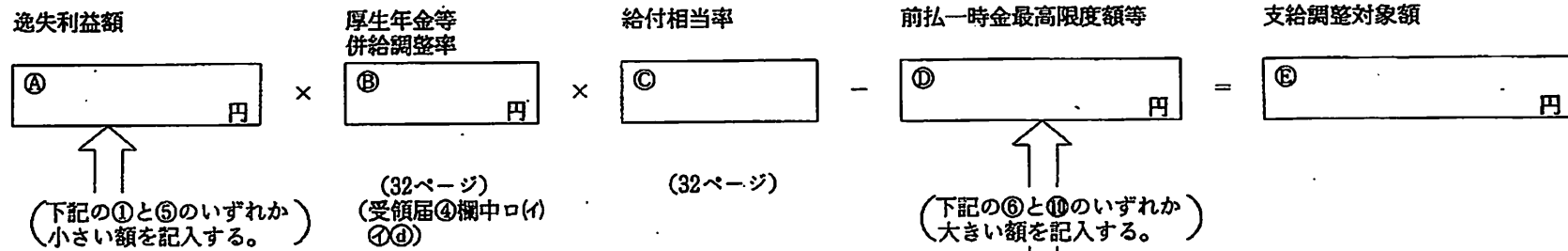


〔 図 2 〕 前払一時金最高限度額 < 既支給分のケース



〔チャート1〕

障害（補償）年金を受ける者に係る調整額算定方式



① 判決等で明示された逸失利益額（受領届④欄中ロイ①②）

円

② 給付基礎日額（受領届③欄等）

③ 労働能力喪失率（30ページ）

④ 就労可能年数に対応する新ホフマン係数（31ページ）

⑤ 定型的逸失利益額

円 × 365 × 円 × 円 = 円

（障害等級第 級）（支給事由発生時年齢 歳）（受領届 ③ 欄等）（受領届 ③ 欄等）

⑥ 既支給額（給付記録データ等）

円

⑦ 給付基礎日額（受領届③欄等）

⑧ 前払一時金最高限度日数

⑨ スライド率

⑩ 前払一時金最高限度額

円 × 日 × 円 = 円

（②と同じ）（障害等級第 級）（③の等級に同じ）

ロ 遺族（補償）年金

〔支給調整基準〕において次のとおりされている。

調整対象給付期間に限り、次の額に達するまで支給停止する。

$$\text{逸失利益額} \times 0.67 - \text{前払一時金最高限度額等}$$

(イ) 「調整対象給付期間」とは、前記（補償）年金の場合と同様に

- ① 遺族（補償）年金前払一時金最高限度額に相当する額（給付基礎日額の1,000日分）の遺族（補償）年金が支給される期間が満了する月から起算して9年が経過するまでの期間
- ② 被災労働者が災害に遭わずに生きていたならば就労が可能であると考えられる年齢（具体的には、前記障害（補償）年金の場合と同様、前記(1)ホ(ロ)参照。）を超えるに至る時までの期間

のいずれか短い期間とされている。

(ロ) 遺族（補償）年金の支給停止が開始される時点は、障害（補償）年金の場合と同様に

- ① 受給権者たる遺族が被災労働者の死亡による逸失利益についての損害賠償を受けた時
- ② 遺族（補償）年金前払一時金最高限度額に相当する遺族（補償）年金の給付期間を経過する時

のいずれか遅く到来する時点である。

(ハ) 「逸失利益」について

- a 〔支給調整基準〕においては、次の i 又は ii のうちいずれか小さい額とすることとされている。

i 判決等で明示された逸失利益額

ここにいう逸失利益額とは、判決・示談書等において明示された被災労働者が死亡によって喪失した稼得能力の全体（被災労働者としての逸失利益額）のうち、遺族（補償）年金の受給権者である遺族の相続分（事案によっては失われた遺族の被扶養利益を遺族の逸失利益として捉えられることもある。）とする。被災労働者本人の生活費分については、控除後の額とする。損益相殺については、これを行う前の額であり、過失相殺については、これを行った後の額とする。

ii $(\text{給付基礎日額} \times 365 - \text{死亡労働者本人の生活費}) \times \text{就労可能年数}$ に対応する
(注1)

新ホフマン係数×遺族たる受給権者の相続割合
(注2)

(注1) 「死亡労働者本人の生活費」とは、給付基礎日額×365の35%とする。
ただし、判決・示談書等における死亡労働者本人の生活費が受領届に明示されているときはその額により取り扱って差し支えない。

(注2) 「相続割合」は、民法の規定する法定相続割合によるものとする。ただし、判決・示談書における相続割合が受領届に明示されているときはその割合により取り扱って差し支えない。

(参 考) 民法900条〔法定相続割合〕

順位	相続人	相続割合
1	配偶者	(配偶者) $\frac{1}{2}$
	子	(子) $\frac{1}{2}$
2	配偶者	(配偶者) $\frac{2}{3}$
	直系尊属	(直系尊属) $\frac{1}{3}$
3	配偶者	(配偶者) $\frac{3}{4}$
	兄弟姉妹	(兄弟姉妹) $\frac{1}{4}$
4	子	各人均等
5	直系尊属	各人均等
6	兄弟姉妹	各人均等

b 支給調整の対象となる労災保険給付が支給されるのと同じ事由により厚生年金等の公的年金が併給され、労災法別表第1の規定に基づき、調整が行われるときは、aにより算出した逸失利益額に当該調整率(労災令第2条及び第4条等により次表のとおりとされている。)を乗じて得た額を逸失利益額として取り扱う。

社会保険の種類	併給される年金給付給付	調整率
厚生年金及び国民年金	遺族厚生年金及び遺族基礎年金又は寡婦年金	0.80
厚生年金	遺族厚生年金	0.84
国民年金	遺族基礎年金又は寡婦年金	0.88

国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法の規定による年金たる給付が併給される場合についても同様に次のように調整率が定められているので、同様に取り扱うこと。

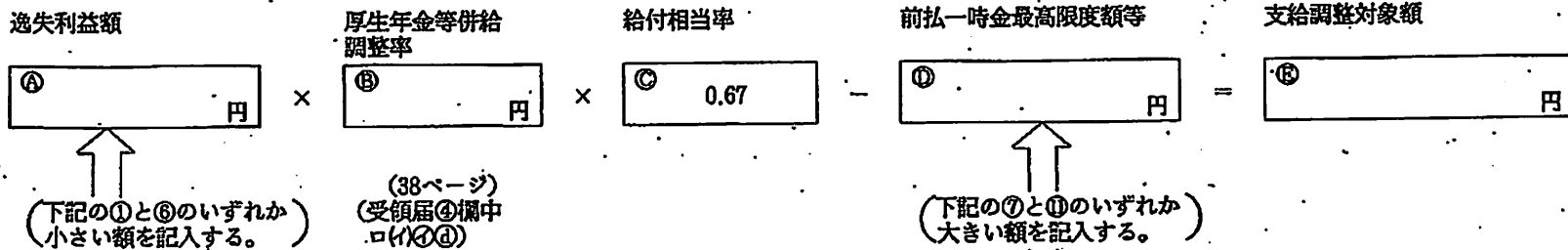
社会保険の種類	併給される年金給付	調整率
改正前の厚生年金	遺族年金	0.80
改正前の船員保険	遺族年金	0.80
改正前の国民年金	母子年金等	0.90

(二) 「前払一時金最高限度額等」について

遺族（補償）年金前払一時金最高限度額（給付基礎日額の1,000日分）又は既支給の遺族（補償）年金の額のいずれか大きい額とする。

〔チャート2〕

遺族（補償）年金を受ける者に係る調整額算定方式



① 判決等で明示された逸失利益額 (受領届④欄中ロイ①②)

円

② 給付基礎日額 (受領届③欄等)

③ 死亡労働者本人の生活費割合 (37ページ)

④ 就労可能年数に対応する新ホフマン係数 (31ページ)

⑤ 遺族たる受給権者の相続割合 (38ページ)

$$\left\{ \text{円} \times 365 \times (1 - \text{円}) \right\} \times \text{円} \times \text{円}$$

(受領届④欄中ロイ①②) (支給事由発生時年齢歳) (受領届④欄中ロイ①②)

⑥ 定型的逸失利益額

= 円

⑦ 既支給額 (給付記録データ等)

円

⑧ 給付基礎日額 (受領届③欄等)

⑨ 前払一時金最高限度日数

⑩ スライド率

⑪ 前払一時金最高限度額

$$\text{円} \times \text{日} \times \text{円} = \text{円}$$

(②と同じ)

ハ 傷病（補償）年金

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

イ 傷病（補償）年金

イに準じる。

すなわち調整対象給付期間内に限り、支給予定の傷病（補償）年金の累計額が次の計算で算定される額に達するまでその支給が停止される。

$$\text{逸失利益額} \times 0.67 - \text{既支給額}$$

イ 「調整対象給付期間」は、

- ① 傷病（補償）年金の支給事由の発生した月の翌月から起算して9年が経過するまでの期間
- ② 被災労働者が事故に遭わなければ、就労が可能であると考えられる年齢（67歳を基準とする。障害（補償）年金の場合と同じ。）を超えるに至る時までの期間のいずれか短い期間である。②は、障害（補償）年金の場合と同様であるが、①については、傷病（補償）年金に前払一時金制度が設けられていないので、傷病（補償）年金の支給事由の発生した月の翌月から起算することとなる。

ロ 傷病（補償）年金の支給停止が開始される時点は、傷病（補償）年金の支給事由が生じた時点か、損害賠償を受けた時点かいずれか遅い時点である。

ハ 「逸失利益額」について

ア 次の i 又は ii のうちいずれか小さい額とすることとされている。

i 判決等で明示された逸失利益額

ここにいう逸失利益額とは、判決・示談書等で明示された被災労働者が当該災害によって喪失した稼働能力の評価額の全体をさす。したがって、いわゆる損益相殺を行う前の額である。しかしながら過失相殺については、これを行った後の額とする。

ii 給付基礎日額×365×労働能力喪失率×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

「労働能力喪失率」は原則として $\frac{100}{100}$ とする。ただし、受領届に判決・示談書等における労働能力喪失率が明示されているときはその率により取り扱って差し支えない。

「就労可能年数に対応する新ホフマン係数」は障害（補償）年金の場合に準じ

る。

- b 支給調整の対象となる労災保険給付が支給されるのと同一の事由により厚生年金等が併給され、労災法別第1第1号又は第2号の規定に基づき、調整が行われるときは、aにより算出した逸失利益額に当該調整率（労災令第2条、第4条等により次表のとおりとされている。）を乗じて得た額を逸失利益額として取り扱う。

社会保険の種類	併給される年金給付	調整率
厚生年金及び国民年金	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
厚生年金	障害厚生年金	0.86
国民年金	障害基礎年金	0.88

国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法の規定による年金たる給付が併給される場合についても同様に次のように調整率が定められているので、同様に取り扱うこと。

社会保険の種類	併給される年金給付	調整率
改正前の厚生年金	障害年金	0.75
改正前の船員保険	障害年金	0.75
改正前の国民年金	障害年金	0.89

- (二) 「給付相当率」は、障害等級の第1級から第3級に準じて、傷病等級第1級から第3級までに一律に0.67とされているものである。
- (六) 「既支給額」は、損害賠償を受ける時点まで労災保険から給付された傷病（補償）年金の支給額の累計である。

〔チャート3〕

傷病（補償）年金を受ける者に係る調整額算定方式

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{逸失利益額} & & \text{厚生年金等} & & \text{給付相当率} & & \text{既支給額} & & \text{支給調整対象額} \\
 & & \text{併給調整率} & & & & & & \\
 \text{㉑} & \times & \text{㉒} & \times & \text{㉓} & - & \text{㉔} & = & \text{㉕} \\
 \text{円} & & & & 0.67 & & \text{円} & & \text{円} \\
 & & \text{(42ページ)} & & & & \text{(42ページ)} & & \\
 & & \text{(受領届㉔欄中)} & & & & \text{(給付記録データ等)} & & \\
 & & \text{ロイ㉑㉒} & & & & & & \\
 \end{array}$$

(下記の㉑と㉕のいずれか
 小さい額を記入する。)

①判決等で明示された逸失利益額（受領届④欄中ロイ㉑㉒）

円

②給付基礎日額（受領届③欄等） ③労働能力喪失率（41ページ） ④就労可能年数に対応する新ホフマン係数（31ページ） ⑤定型的逸失利益等額

$$\text{円} \times 365 \times \text{ } \times \text{ } = \text{円}$$

(受領届④欄中
 ロイ㉑㉒) (支給事由発生時
 年齢 歳)
 (受領届③欄等)

二 障害（補償）一時金

傷病が治ゆし、後遺障害が認定される場合には、迅速給付の観点から障害（補償）一時金が民事損害賠償よりも早期に支給されるのが通例であるので、その場合には支給調整を要しないが、障害（補償）一時金の支給よりも早く民事損害賠償が行われることがあり、その場合には、支給調整を行う必要がある。

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

(一) 障害（補償）一時金

次の額に相当する額について支給調整を行う。ただし、障害（補償）一時金の支給事由が災害発生日から起算して9年を経過する日の後に生じた場合及び就労可能年齢を超えた日以後に生じた場合は、この限りでない。

$$\text{逸失利益額} \times \text{給付相当率} - \text{既支給額}$$

すなわち、障害（補償）一時金の支給予定額が、次の計算式で算定される額に相当する額を上回る場合には、上回る部分だけ支給され、下回る場合には、全額不支給となる。

$$\text{逸失利益額} \times \text{給付相当率} - \text{既支給額}$$

ただし、障害（補償）一時金の支給事由が災害発生日から起算して9年を経過する日の後に生じた場合すなわち災害発生日から起算して9年経過後に治ゆして障害等級第8級から第14級までに該当することとなったか災害発生時において想定される被災労働者の就労可能年齢を超えた日以後に障害（補償）一時金の支給事由が生じたかのいずれかに該当する場合には、支給調整は行わない。

(イ) 「逸失利益額」について

次の i 又は ii のうちいずれか小さい額とする。

i 判決等で明示された逸失利益額

ここにいう逸失利益額とは、判決・示談書等で明示された被災労働者が当該被害によって喪失した稼得能力の評価額の全体をさす。したがって、いわゆる損益相殺を行う前の額である。過失相殺については、これを行った後の額とする。

ii $\text{給付基礎日額} \times 365 \times \text{労働能力喪失率} \times \text{就労可能年数に対応する新ホフマン係数}$

「労働能力喪失率」は、障害等級に応じ、次の表のとおりとする。

ただし、受領届に判決・示談書等における労働能力喪失率が明示されているときは

その率により取り扱って差し支えない。

障害等級	労働能力喪失率
第 8 級	45/100
第 9 級	35/100
第 10 級	27/100
第 11 級	14/100
第 12 級	9/100
第 13 級	5/100
第 14 級	5/100

「就労可能年数に対応する新ホフマン係数」とは、障害（補償）年金の場合に同じ。

（前記イのii（注2）参照）

（ロ） 「給付相当率」について

障害等級に応じて次の表のとおりとされている。

障害等級	給付相当率
第 8 級	0.58
第 9 級	0.58
第 10 級	0.58
第 11 級	0.58
第 12 級	0.58
第 13 級	0.58
第 14 級	0.58

[チャート4]

障害(補償)一時金を受ける者に係る調整額算定方式

逸失利益額 × 給付相当率 × 既支給額 = 支給調整対象額

円 × × 円 = 円

(下記の①と⑤のいずれか
小さい額を記入する。)

(45ページ)
 (障害等級第 級)
 (Aの③と同じ)

(給付記録データ等)

①判決等で明示された逸失利益額 (受領届④欄中ロイ①a)

円

②給付基礎日額 (受領届③欄等) × 365 × ③労働能力喪失率 (45ページ) × ④就労可能年数
 に対応する新
 ホフマン係数
 (31ページ) = ⑤定型的逸失利益等額

円 × 365 × × = 円

(障害等級
 第 級)
 (受領届③欄等)

(支給事由発生時
 年齢 歳)
 (受領届③欄等)

ホ 遺族（補償）一時期（労災法第16条の6第1項第2号（第22条の4第3項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族（補償）一時金を除く。）

業務災害又は通勤災害により労働者が死亡した場合で他に遺族（補償）年金の受給資格者がいないときには、遺族（補償）一時金が支給されこととなるが、遺族（補償）一時金のケースについては、障害（補償）一時金の場合と同様、迅速給付の観点から、労働者の死亡の時点で労災保険から遺族（補償）一時金が先に支給されるのが通例であるので、一般的には支給調整を要しないが、遺族（補償）一時金の支給よりも早期に民事損害賠償が行われることがあり、その場合には支給調整を行う必要が生じる。

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

(ホ) 遺族（補償）一時金（失権差額一時金の場合を除く。）

次の額に相当する額について支給調整を行う。

この場合に(ハ)のただし書を準用する。

$$\text{逸失利益額} \times 0.67 - \text{既支給額}$$

すなわち、遺族（補償）一時金の支給予定額（給付基礎日数×1,000日分）が、次の計算式で算定される額に相当する額を上回る場合には、上回る部分だけ支給され、下回る場合には、全額不支給となる。

$$\text{逸失利益額} \times 0.67 - \text{既支給額}$$

ただし遺族（補償）一時金の支給事由が災害発生日から起算して9年を経過する日の後に生じた場合、すなわち災害発生日から9年経過後に被災労働者が当該災害により死亡したか災害発生時において想定される被災労働者の就労可能年齢を超えた日以後に遺族（補償）一時金の支給事由が生じたかのいずれかに該当する場合には、支給調整は行わない。

(イ) 「逸失利益額」について

次の i 又は ii のうちいずれか小さい額とする。

i 判決等で明示された逸失利益額

ここにいう逸失利益額は、判決・示談書等において明示された被災労働者が死亡によって喪失した稼得能力の全体（被災労働者としての逸失利益額）のうち、遺族（補償）一時金の受給権者である遺族の相続分（場合によっては、失われた遺族の被扶養利益が遺族の逸失利益として捉えられることもある。）とする。被災労働者本人の生活費分については控除後の額とする。損益相殺については、これを行う前の額であり、

過失相殺については、これを行った後の額とする。

- ii $(\text{給付基礎日額} \times 365 - \text{死亡労働者本人の生活費}) \times \text{就労可能}$
(注1)
 $\text{年数に対応する新ホフマン係数} \times \text{遺族たる受給権者の相続割合}$
(注2)

<注1>前記ロ 遺族(補償)年金の場合の(イ)a ii (注1)と同じ。

<注2>前記ロ 遺族(補償)年金の場合の(イ)a ii (注2)と同じ。

【チャート5】

遺族（補償）一時金を受ける者に係る調整額算定方式

逸失利益額 × 給付相当率 × 既支給額 = 支給調整対象額

円 × 円 × 円 = 円

(給付記録データ等)

(下記の①と⑥のいずれか
小さい額を記入)

① 判決等で明示された逸失利益額 (受領届④欄中ロイ①②)

円

② 給付基礎日額
(受領届③欄等)

③ 死亡労働者本人
の生活費割合
(48ページ)

④ 就労可能年数に
対応する新ホフ
マン係数
(31ページ)

⑤ 遺族たる受給
権者の相続割
合
(48ページ)

円 × 365 × (1 -) × ×

(受領届④欄中
ロイ①②) (支給事由発生時
年齢 歳) (受領届④欄中
ロイ①②)

⑥ 定型的逸失利益額

= 円

へ 前払一時金及び失権差額一時金

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

(イ) 前払一時金及び失権差額一時金

支給調整を行わない（法第64条第2項ただし書参照）。

すなわち障害（補償）年金前払一時金、遺族（補償）年金前払一時金、障害（補償）年金差額一時金及び遺族（補償）一時金（労災法第16条の6第1項第2号（第22条の4第3項において準用する場合を含む。）の場合に支給されるものに限る。）については、労災法第64条第2項ただし書に規定するとおり支給調整を行わないので、事業主責任災害についての民事損害賠償を受けたか否かに関係なく支給されることとなる。

ト 休業（補償）給付

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

(ト) 休業（補償）給付

(イ)に準じる（給付相当率は0.60とする。）。)

すなわち休業（補償）給付については、調整対象給付期間内に限って、次の額に相当する額について支給調整を行う。

$$\text{逸失利益額} \times 0.6 - \text{既支給額}$$

(イ) 「調整対象給付期間」については

- ① 災害発生日から起算して9年が経過する日までの期間
- ② 被災労働者が災害に遭わなければ、就労が可能であると考えられる年齢（67歳を基準とする。障害（補償）年金の場合に同じ。）を超えるに至るまでの期間のいずれか短い方の期間である。

(ロ) 休業（補償）給付の支給停止は、民事損害賠償を受けた時点から開始される。

(ハ) 「逸失利益額」について

- a 〔支給調整基準〕においては、次の i 又は ii のうちいずれか小さい額とすることとされている。

i 判決等で明示された逸失利益額

ここにいう逸失利益額とは判決・示談書で明示された被災労働者が、当該災害によって喪失した稼働能力の評価額の全体をさす。したがって、いわゆる損益相殺を行う前の額である。しかしながら過失相殺については、これを行った後の額とする。

ii 給付基礎日額×365×労働能力喪失率×就労可能年数に対応
(注1)
する新ホフマン係数
(注2)

(注1) 労働能力喪失率：原則として $\frac{100}{100}$ とする。ただし、受領届の記載等により、判決・示談書等における労働能力喪失率が明らかであるときはその率により取り扱っても差し支えない。

(注2) 就労可能年数に対応する新ホフマン係数：障害（補償）年金の場合の（注2）に準ずる。

b 支給調整の対象となる休業（補償）給付が支給されるのと同一の事由により厚生年金等が併給され、労災法第14条第2項の規定に基づき調整が行われるときは、aにより算出した逸失利益額に当該調整率（労災令第2条、第4条等により次表のとおりとされている。）を乗じて得た額を逸失利益額として取り扱うこと。

社会保険の種類	併給される年金給付	調整率
厚生年金及び国民年金	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
厚生年金	障害厚生年金	0.86
国民年金	障害基礎年金	0.88

国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法の規定による年金たる給付が併給される場合についても同様に次のように調整率が定められているので、同様に取り扱うこと。

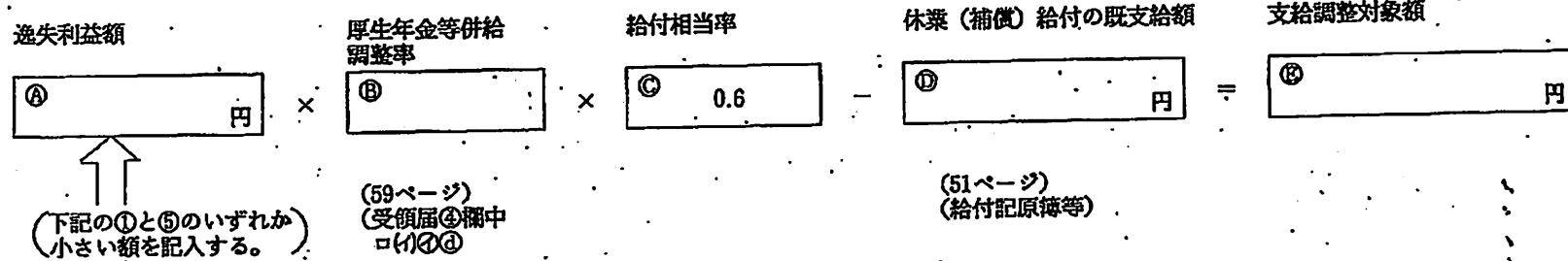
社会保険の種類	併給される年金給付	調整率
改正前の厚生年金	障害年金	0.75
改正前の船員保険	障害年金	0.75
改正前の国民年金	障害年金	0.89

(ニ) 逸失利益額に乘ずる給付相当率は0.6である。

(ホ) 「既支給額」とは損害賠償受領時までに労災保険から支給された休業（補償）給付の支給額である。

[チャート6]

休業（補償）給付を受ける者に係る調整額算定方式



①判決等で明示された逸失利益額 (受領届④欄中ロイ②③)

円

②給付基礎日額 (受領届③欄等) × 365 × ③労働能力喪失率 (51ページ) × ④就労可能年数に対応する新ホフマン係数 (31ページ) = ⑤定型的逸失利益額

円 × 365 × (受領届④欄中ロイ②③) × (支給事由発生時年齢 歳) (受領届⑤欄等) = 円

第2: 療養費

(支給調整基準)において、次のとおりとされている。

療養(補償)給付は、療養費に対する民事損害賠償の賠償額のうち療養(補償)給付に見合う額の限度で支給調整を行う。

イ 労災保険の療養(補償)給付の範囲は、健康保険等の場合と同じように、一定の範囲内の療養についてカバーするようなくみになっており、民事損害賠償の側で治療費等の範囲に含まれるものであっても、これに見合うものが療養(補償)給付の療養の範囲に含まれないこともあるので、支給調整に当たっては、民事損害賠償額の算定対象とされた療養費に見合うものであるか否かの判定が必要となる。

事業主から行われる療養費の賠償がありうるとしても労災保険の療養(補償)給付で認められていない入院雑費、付添看護費用の一部等を補てんするために行われる場合が多いのでこのような場合は、いわゆる「上積み賠償」として、療養(補償)給付の支給調整を行う必要はない。

しかしながら、当事者間での示談書等の文書により労災保険の療養(補償)給付に見合う分を含む賠償が行われたことが明らかな場合は、その見合う分の限度で賠償時における未払分の療養(補償)給付の支給調整を行う。

したがって、労災保険の療養(補償)給付相当分について調整することとなり、事業主から支払われた療養費の中に労災保険の療養(補償)給付の対象範囲外のものが含まれている場合には、その額は調整対象額に含めないこととなる。

(例)

(ケース) 療養費として90万円の賠償が支払われたケース(内訳; 診療費80万円、看護料8万円、通院費5,000円、治療関係雑費15,000円)

(取扱い) 労災保険の療養(補償)給付に相当する885,000円(診療費+看護料+通院費)に達するまで療養(補償)給付の支給調整が行われる。

ロ 損害賠償受領時における療養(補償)給付の未払分の支給調整は給付の方法によって次のとおりである。

(i) 療養の給付の場合

指定病院等に対する診療報酬の支払については、原則として、指定病院等が被災労働者から診療費を受領している場合に限ってその受領額に相当する分の支給調整を行う。

なお、診療費支払の適正を期する必要上、損害賠償の算定期間に該当する期間に係る診療報酬の支払いを行ったこと等について、事業主等関係者から問合せがあった場合は所要の回答を行うこと。

(ii) 療養の費用の支給の場合

原則として、被災労働者が事業主から受領した療養費に対する賠償額の対象期間の療養費については支給を行わず、その期間経過後の療養費について支給を行うものとする。

3. 葬祭費用

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

(3) 葬祭費用

葬祭料（葬祭給付）は、葬祭費用に対する民事損害賠償の賠償額の限度で支給調整を行う。

葬祭料（葬祭給付）は、被災労働者の葬祭を行った者に対し、一時金で支払われる給付である。業務災害又は通勤災害であれば、迅速給付の建前から葬祭料（葬祭給付）は、比較的早期に支払われるので、その支給額に相当する額が民事損害賠償の側で賠償額から控除され調整されるのが通例である。さらに、事業主が葬祭を主催し、又は遺族等の行う葬祭に要する費用の補助を行う場合には、通常、労災保険から支給される葬祭料（葬祭給付）に上積みして行われるものと解されるので、原則として支給調整を行う必要はない。しかしながら、葬祭料（葬祭給付）の支給に先行して葬祭料（葬祭給付）に相当する部分を含める趣旨であることが、判決・示談書等の文面上明らかである葬祭費用部分の賠償が行われた場合には、葬祭料（葬祭給付）は、葬祭費用について行われた民事損害賠償の賠償額の限度で支給調整する。すなわち、葬祭料（葬祭給付）の支給予定額から葬祭費用分の賠償額を差し引いて支給することとなり、差額が生じない場合には全額不支給とする。

第6節 民事損害賠償の内訳等が不明なものの取扱い

1. 総説

被災労働者又はその遺族が事業主から業務災害又は通勤災害に関して民事損害賠償を受けたが、その性格、内訳等が不明であるものについて、労災保険給付の支給調整に当たってどう扱われるかが問題となる。このようなケースについて、〔支給調整基準〕では、労災保険給付相当分を含むが内訳不明のものと労災保険給付相当分を含むか否か不明なものに区分して取扱いを定めている。

2. 労災保険給付相当分を含むことが明らかでない場合の取扱い

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

将来給付予定の労災保険給付相当分を含むことが明らかである場合以外は、労災保険給付に上積みして行われる賠償とみなして労災保険給付の支給調整を行わない。

すなわち、民事損害賠償の性格が不明な場合には、まず、当事者の意思内容が問題となるが、〔支給調整基準〕によれば、特に労災保険給付によってカバーする損害を含める趣旨が

当事者間での何らかの文書によって明記されているもの以外は、すべて上積みとして行われる賠償と評価して、労災保険給付の支給調整を行わないものとして取り扱うものである。

〔例〕

① 将来給付予定の労災保険給付相当分を含むことが明らかである場合の例

「乙会社は甲に対し、将来の一切の損害の賠償として、甲が将来にわたり労災保険法に基づいて受給するものも含め5,000万円を支払う。」

② 将来給付予定の労災保険給付相当分を含まないことが明らかである場合の例

① 「丁および戊は連帯して、甲に対し、本件事故につき見舞金、介護料を含め過去及び将来の一切の損害の補償として、労災保険法に基づく保険給付を除き、金3千万円也を支払うことを確認し、平成×年×月×日に小切手をもって支払う。」

② 「本和解契約は、労災保険法に基づき受給する甲の本件事故についての労災保険給付受給の権利に、なんらの影響を及ぼさないものであることを当事者双方とも確認した。」

3. 労災保険給付相当分を含む民事損害賠償であるが、その内訳等が不明なものの取扱い。

事業主から受けた民事損害賠償の賠償額のうち次のケースに応じてそれぞれに示した計算式により算定した額を、労災保険給付との比較の対象とする額として労災保険給付の支給調整を行う。

(1) 被災労働者が傷病の治癒したことによる後遺障害について民事損害賠償を受けたケース
〔支給調整基準〕によれば、次のとおりとされている。

イ 被災労働者が後遺障害について民事損害賠償を受けたケース

給付基礎日額×365×労働能力喪失率×就労可能年数に対応する
新ホフマン係数×給付相当率－前払一時金最高限度額等

すなわち、前記第5節の1(2)イ(イ) a iiにおける障害（補償）年金の支給調整の際に用いる方法と同様に、労災保険の給付基礎日額を用いて算定される定型的逸失利益額を基礎として、これに給付相当率を乗じる等所要の計算をした額を比較対象逸失利益として取り扱うこととされている（同一の事由について厚生年金等が併給され、労災法別表第1第1号又は第2号により調整が行われる場合には、当該調整率（第5節の1(2)イ(イ) b 参照）を乗じて取り扱うこと。）。

なお、この計算式による算定に用いられる「労働能力喪失率」「就労可能年数に対応する新ホフマン係数」「給付相当率」及び「前払一時金最高限度額等」の内容については、前記第5節の1(2)イ又はニにおける場合と同様である。

(2) 遺族が被災労働者の死亡について民事損害賠償を受けたケース

[支給調整基準] において、次のとおりとされている。

ロ 遺族が被災労働者の死亡について民事損害賠償を受けたケース

(給付基礎日額×365－死亡労働者本人の生活費) ×就労可能年数に対応する
新ホフマン係数×遺族たる受給権者の相続割合×0.67－前払一時金最高限度額等

すなわち、前記第5節の1(2)ロイ) a ii)における遺族(補償)年金の支給調整の際に用いる方法と同様に労災保険の給付基礎日額を用いて算定される定型的逸失利益額を基礎としてこれに相続割合、給付相当率0.67を乗じる等所要の計算をした額を比較対象逸失利益額とする(同一の事由について厚生年金等が併給され、労災法別表第1第1号又は第2号により調整が行われる場合には当該調整率(前記第5節の1(2)ロイ) b参照)を乗じて取り扱うこと。)

なお、この計算式による算定に用いられる「死亡労働者本人の生活費」、「就労可能年数に対応する新ホフマン係数」、「遺族たる受給権者の相続割合」及び「前払一時金最高限度額等」の内容については前記第5節の1(2)ロ又はホにおける場合と同様である。

(3) 被災労働者の療養のための一時的労働不能による賃金喪失について民事損害賠償を受けたケース

[支給調整基準] において、次のとおりとされている。

ハ 被災労働者が療養のための一時的労働不能による賃金喪失について民事損害賠償を受けたケース

イのケースに準じる。

すなわち、

a 傷病(補償)年金については、次の額を比較の対象の額として支給調整を行う。

給付基礎日額×365×労働能力喪失率×就労可能年数に対応する新ホフマン係数
×0.67－既支給額

前記第5節の1(2)ハイ) a ii)における傷病(補償)年金の支給調整の際に用いる方法と同様に労災保険の給付基礎日額を用いて算定される定型的逸失利益額を基礎としてこれに給付相当率0.67を乗じる等所要の計算をした額を比較対象逸失利益額として取り扱うこととされる(同一の事由について厚生年金等が併給され、労災法別表第1第1号又は第2号により調整が行われる場合には当該調整率(前記第5節の1(2)ハイ) b参照)を乗じて取り扱うこと。)

なお、この計算式による算定に用いられる「労働能力喪失率」、「就労可能年数に

対応する新ホフマン係数」及び「既支給額」の内容については前記第5節の1(2)ハイにおける場合と同様である。

b 休業（補償）給付については、次の額を比較の対象の額として支給調整を行う。

$$\text{給付基礎日額} \times 365 \times \text{労働能力喪失率} \times \text{就労可能年数} \text{に} \text{対応する} \text{新ホフマン係数} \\ \times 0.6 - \text{既支給額}$$

前記第5節の1(2)トイ a ii における休業（補償）給付の支給調整の際に用いる方法と同様に労災保険の給付基礎日額を用いて算定される定型的逸失利益額を基礎としてこれに給付相当率0.6を乗じる等所要の計算をした額を比較対象逸失利益額として取り扱うこととされる（同一の事由について厚生年金等が併給され、労災法第14条第2項（第22条の2第2項による準用を含む。）により調整が行われる場合には当該調整率（前記第5節の1(2)ロイ参照）を乗じて取り扱うこと。）。

なお、この計算式による算定に用いられる「労働能力喪失率」、「就労可能年数に
対応する新ホフマン係数」及び「既支給額」の内容については前記第5節の1(2)トイ
及びロイにおける場合と同様である。

第3章 具体的処理における留意点

労災第64条第2項の規定による労災保険給付の支給調整は、前記Ⅱに示したところにより行うものであるが、なお個別事案の処理に当たって留意すべき点は以下のとおりである。

第1節 損害賠償の形態別による留意点

1. 判決による損害賠償

受領届の記載事項により内訳等を確認のうえ第2章の第5節に示した方法により処理する。当該損害賠償の性格、内訳が届出の記載等からは不明である場合には、第2章の第6節により処理する。

2. 企業内労災補償の取扱い

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

イ 企業内労災補償

企業内労災補償は、一般的にいて労災保険給付が支給されることを前提としながらこれに上積みして給付する趣旨のものであるので、企業内労災補償については、その制度を定めた労働協約、就業規則その他の規程の文面上労災保険給付相当分を含むことが明らかである場合を除き、労災保険給付の支給調整を行わない。

「企業内労災補償制度」とは、企業内において、労働協約、労使協定、就業規則その他これらに準じる規程によって定められている業務災害又は通勤災害に対する給付制度である。

企業内労災補償制度の趣旨・性格は区々でありうるが、通常は、労災保険給付の不足を補う趣旨すなわち労災保険給付に上積みして給付される趣旨のもので解される。しかしながら、例外的に企業内労災補償制度は個別企業における諸々の状況を勘案して設けられるものであるので、事業主に民事損害賠償責任があり、かつ、企業内労災補償制度を定めている労働協約、就業規則その他の規程の文面上労災保険給付相当分を含むことが明らかである場合すなわち労災保険給付と重複するものとして定められていることが明らかである場合には、損害のてん補が重複して行われることとなるので、労災保険給付に相当する額の範囲で労災保険給付の支給調整が行われる。

3. 示談金及び和解金の取扱い

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

ロ 示談金及び和解金

労災保険給付が将来にわたり支給されることを前提としてこれに上積みして支払われる示談金及び和解金については、労災保険給付の支給調整を行わない。

すなわち、業務災害又は通勤災害に関し、事業主に賠償責任が認められる場合であって、示談又は和解によって労使当事者間で自主的に解決するケースは多いものと思われる。示談・和解とは、言うまでもなく民事上の賠償問題について当事者間で解決することである。

労使間では、業務災害又は通勤災害については、労災保険給付が将来にわたっても支給されることは周知の事項であるので、労使間でわざわざこれら労災保険給付と重複する内容の示談・和解を締結するとは通常考えにくい。そこで、「労災保険給付が将来にわたり支給されることを前提としてこれに上積みして支払われる示談金及び和解金については、労災保険給付の支給調整を行わない」こととされているものである。

しかしながら、将来支給予定の労災保険給付も含めて一時金で賠償することもないとは断定できないので、そのような将来支給予定の労災保険給付相当分も含めて示談金又は和解金が支払われることが示談書の文面等により明らかであるケースについては、その重なり合う労災保険給付相当分について労災保険給付の支給調整を行うこととなる。

4. 見舞金等の取扱い

〔支給調整基準〕において、次のとおりとされている。

ハ 見舞金等

単なる見舞金等民事損害賠償の性質をもたないものについては、労災保険給付の支給調整を行わない。

業務上の事由又は通勤により労働者が被災したことに對して、事業主が見舞金を支給することは通常行われている。見舞金は災害にあったことがお気の毒であるという気持ちを表わす趣旨のものであり、賠償責任があることを前提として行われるものではないことが多く、その場合は、損害賠償としての性格を有しない。したがって、事業主から見舞金を受領したとしても労災保険給付の支給調整は行われない。

しかしながら、名目上は見舞金であっても実質民事損害賠償として支払われることがありうるが、このようなものについては、民事損害賠償として支払われたことが明らかであっても、前記示談金・和解金の場合の取扱いと同様に、労災保険給付が将来にわたり支給されることを前提としてこれに上積みして支払われる（精神的損害をてん補する目的で支払われる場合のほか、逸失利益分の上積みとして支払われる場合がある。）ことが通常であろうから、やはり、支給調整の対象とならないことが多いであろう。

見舞金を実質、民事損害賠償と評価できる場合の判断基準は次のとおりとする。

- ① 民事損害賠償の全面的又は部分的放棄条項があるもの
- ② 示談金の内払いとして支払われることを明らかにする条項があるもの
- ③ 労災保険給付相当分を含む趣旨であることが文書等で明記されているもの

第2節 事業主責任災害と第三者行為災害とが競合する場合

1. 事業主責任災害と第三者行為災害とが競合するケース

- (1) 事業主責任災害と第三者行為災害の相違については、第1章の第3節で述べたところであるが、ケースによっては同一災害が事業主責任災害と第三者行為災害の両者の性格をもつことがある。このように、事業主責任災害と第三者行為災害とが競合する場合としては、以下のようなケースが考えられる。このような場合には、事業主と第三者は被災労働者又は遺族に対して民事損害賠償に関し、不真正連帯債務を負うこととされる。

イ 共同不法行為のケース

民法第719条の適用がある場合が狭義の共同不法行為であるとされ、各人がそれぞれ民法第709条等の要件を充たし、同一の損害についての責任を負う場合が広義の共同不法行為とされている。狭義の共同不法行為の場合は、各人は損害額の全額につき不真正連帯債務を負い、広義の共同不法行為の場合は各人は自己の行為と相当因果関係のある損害についてのみ責任を負い、いずれの加害者にとっても責任が重なる場合には、重なる範囲で不真正連帯債務を負う。

ロ 不法行為と債務不履行との競合のケース

第三者の不法行為責任と、事業主の債務不履行責任により損害が生じる場合である。

- (2) しかしながら、以下の場合については、原則として、すべて事業主責任災害であるとみなして取り扱う。

イ 同僚労働者の加害行為による業務災害及び通勤災害

ただし、当該労働者らの事業主が民法第715条の規定によって使用者責任又は自動車損害賠償保障法第3条の規定によって運行供用者責任を追求される場合に限る。

ロ 同一事業主の事業場を異にする労働者の加害行為による業務災害及び通勤災害

ただし、当該事業主が民法第715条の規定によって使用者責任又は自動車損害賠償保障法第3条の規定によって運行供用責任を追求される場合に限る。

ハ 加害者に上記イ、ロの者を含むいわゆる共同不法行為の場合の業務災害及び通勤災害

ニ 加害者が下請負人である場合の業務災害

ただし、請負が請負事業の一括が認められている建設業に関するものである場合であって元請負人に民法第715条の規定による使用責任又は自動車損害賠償保障法第3条の規定によって運行供用者責任が追求される場合に限る。

2. 事業主責任災害と第三者行為災害とが競合する場合の調整の方法

- (1) 労災保険の保険給付と同一の事由の民事損害賠償額をは握する。

ここにおいて、民事損害賠償額とは、事業主と第三者とが不真正連帯債務者として負う賠償額のことである。

- (2) (1)の損害賠償額をそれぞれの事由につき、両者の責任分担割合である寄与度を1:1と

みなして、事業主と第三者とに等分し、まず事業主負担分に関して労災法第64条第2項の規定による調整方法で、労災保険給付の支給調整を行い、その支給調整の終了後第三者負担分に関して労災法第12条の4第2項の規定により労災保険給付の支給調整を行うこととする。

この場合において、既に支給された労災保険給付分又は労災法第64条第2項ただし書で支給される前払一時金最高限度額相当分については、これを(1)の損害賠償額から差し引いた額が支給調整対象の額となるわけであるが、当該前払一時金最高限度額相当分については、事業主負担分の範囲内を限度として差し引くことができるものであることとする。

(例)

残存障害を有する被災労働者が障害補償年金を受けるときに残存障害による賃金喪失分としての民事損害賠償を受けた場合の支給停止をすべき額は、次の額である。

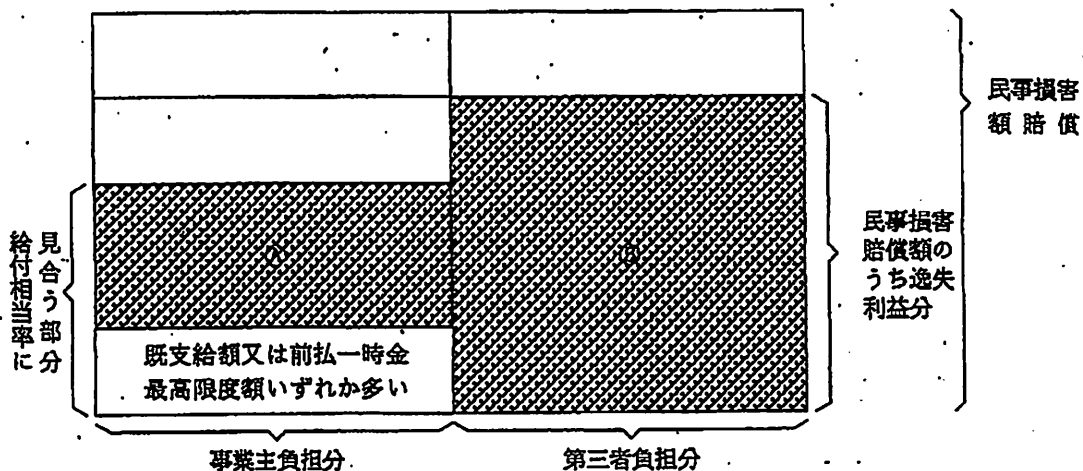
① 事業主負担部分について

次に掲げる額（次図の斜線部分の㉑）

逸失利益に対する民事損害賠償額のうち事業主負担分 × 給付相当率 - 前払一時金最高限度額等

② 第三者負担分について

逸失利益に対する民事損害賠償額のうち第三者負担分（次図の斜線部分の㉒）。ただし、災害発生後3年以内に支給する分についてのみ調整する。



事業主、当該加害第三者等から事業主、第三者の寄与度を1:1とすることについて異議の申出があり、かつ、その内容が判決書又は当事者の作成した文書によって明確である場合にあっては、これらの文書等の写しを提出をさせた上でこれらの文書に明示されている寄与度によって処理して差し支えない。

〔チャート7〕

障害（補償）年金を受ける者に係る調整額算定方式

1. 事業主負担部分について

$$\begin{array}{ccccccccc}
 \text{逸失利益額} & & \text{厚生年金等} & \text{寄与度} & \text{給付相当率} & \text{前払一時金最高限度額等} & & \text{支給調整対象額} \\
 & & \text{併給調整率} & & & & & \\
 \text{㉑} & \times & \text{㉒} & \times & \text{㉓} & \times & \text{㉔} \text{ 円} & = & \text{㉕} \text{ 円} \\
 & & \text{(32ページ)} & \text{(61ページ)} & \text{(32ページ)} & & & & \\
 & & \text{(受領届㉑欄中)} & & & & & & \\
 & & \text{ロイ㉒㉓)} & & & & & & \\
 \text{(下記の㉑と㉔のいずれか)} & & & & & & \text{(下記の㉒と㉕のいずれか)} & & \\
 \text{小さい額を記入する。} & & & & & & \text{大きい額を記入する。} & &
 \end{array}$$

①判決等で明示された逸失利益額（受領届㉑中ロイ㉒㉓）

円

②給付基礎日額（受領届㉑欄等）

円

③労働能力喪失率（30ページ）

円

④就労可能年数に対応する新ホフマン係数（31ページ）

円

⑤定型的逸失利益額

円

（障害等級第 級）（受領届㉑欄等）

（支給事由発生時年齢 歳）（受領届㉑欄等）

⑥既支給額（給付記録データ等）

円

⑦給付基礎日額（受領届㉑欄等）

円

⑧前払一時金最高限度日数

日

⑨スライド率

円

⑩前払一時金最高限度額

円

（②と同じ）

2. 第三者負担部分について（上記①と⑤のいずれか小さい額を記入する。）

$$\begin{array}{ccc}
 \text{逸失利益額} & & \text{寄与度} & & \text{支給調整対象額} \\
 \text{㉖} & \times & \text{㉗} & = & \text{㉘} \text{ 円} \\
 & & \text{(61ページ)} & &
 \end{array}$$

[チャート8]

遺族(補償)年金を受ける者に係る調整額算定方式

1. 事業主負担部分について

$$\text{逸失利益額} \times \text{厚生年金等併給調整率} \times \text{寄与度} \times \text{給付相当率} \times \text{前払一時金最高限度額等} = \text{支給調整対象額}$$

④
 (下記の①と⑤のいずれか
 小さい額を記入する。)

(32ページ)
 (受領届④欄中
 ロイ⑦⑧)

(61ページ)

⑩ 0.67

⑤
 (下記の⑦と⑪のいずれか
 大きい額を記入する。)

①判決等で明示された逸失利益額 (受領届④中ロイ⑦⑧)

円

②給付基礎日額 (受領届③欄等) ③死亡労働者本人の生活費割合 (38ページ)

{ 円 × 365 × (1 -) } × ④就労可能年数に対応する新ホフマン係数 (31ページ) × ⑤遺族たる受給者の相続割合 (38ページ)

(受領届④欄中ロイ⑦⑧) (受給事由発生時年齢 歳) (受領届③欄等) (受領届④欄中ロイ⑦⑧)

⑥定型的逸失利益額

= 円

⑦既支給額 (給付記録データ等)

円

⑧給付基礎日額 (受領届③欄等) ⑨前払一時金最高限度日数 ⑩スライド率 ⑪前払一時金最高限度額

円 × 日 × = 円

(②と同じ)

2. 第三者負担部分について (上記①と⑥のいずれか
 小さい額を記入する。)

$$\text{逸失利益額} \times \text{寄与度} = \text{支給調整対象額}$$

④ 円 × ⑧ (61ページ) = ③ 円

3. 具体的事務処理

- (1) 事業主責任災害と第三者行為災害とが競合する場合（以下「競合の事例」という。）について、その事務処理の経過を明確にし、保険給付の支給調整事務の管理を容易にするため「事業主責任災害及び第三者行為災害競合の場合の支給調整事務処理記録簿」（以下「競合記録簿」という。）を作成する。

この場合には、記録簿及び第三者行為災害処理経過簿に記入する必要はない。

- イ 労災保険給付の支給調整を行う事案について受領届、第三者行為災害届（当事者の調査、請求書の記載事項等から第三者行為災害であると判明した場合において、第三者行為災害届の提出がないときは、第三者行為災害届を提出させることとする。）及び添付書類に基づき競合記録簿に損害賠償受領者、被災労働者、事業主及び第三者の住所及び氏名、災害発生年月日、損害賠償額等所要事項を記載しておくこと。

- ロ 競合記録簿は、保険給付の支給停止決定等の決裁に際しては必ず添付し決裁を受けておくこと。

- ハ 競合記載簿は事業主責任災害損害賠償受領受付台帳のあとに受付番号順に編てつ保管すること。

- (2) 競合の事例における加害者（第三者）に対する調査については、「第三者行為災害事務取扱手引」の調査の方法によるものとする。

- (3) 競合の事例において第三者の責任負担部分については、「第三者行為災害事務取扱手引」によるものとする。